

## 別 紙

## 目 次

別紙 1	災害対策本部分掌事務	P 1
別紙 2	様式 災害発生報告書	P 1 9
別紙 3	応急給水機器保有数	P 2 0
別紙 4	災害救助法による救助の基準	P 2 1
別紙 5	年別（月別）降水量一覧表	P 2 4
別紙 6	指定緊急避難場所・指定避難所	P 2 5
別紙 7	職員の配備・編成表	P 3 5
別紙 8	黒瀬川の洪水予報の伝達経路及び手段	P 3 7
別紙 9	洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧表	P 3 8
別紙 1 0	土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表	P 4 0
別紙 1 1	様式第 1 号 水防活動実施報告書	P 4 5
別紙 1 2	様式第 2 号 水防の概要	P 4 6
別紙 1 3	別表第 1 重要ため池（農業用）	P 4 7
別紙 1 4	消防局保有水防資器材備蓄数量	P 4 8

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各対策部各班の設置に関する事。</li> <li>(2) 各対策部から本部事務局への職員応援に関する事。</li> <li>(3) 各対策部及び各班相互の連携及び職員の相互応援に関する事。</li> <li>(4) 住民の避難誘導及び避難者の安全確保に関する事。</li> <li>(5) 避難所配置職員、緊急初動体制要員、センター（中央地区）配置職員の選定に関する事。</li> <li>(6) 各班における他地方公共団体等への応援職員の要請及び受け入れに関する事。</li> <li>(7) 各対策部各班から本部事務局への各種情報の報告に関する事。</li> <li>(8) 各対策部の所管に係る被害の調査結果等の報告に関する事。</li> <li>(9) 災害復旧・復興事業に関する事。</li> <li>(10) その他市長が特に必要と認める事。</li> </ul>
------	---

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
総務 対策 部	総務部長	庶務班	総務課長	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部の庶務に関する事。</li> <li>(2) 部内各班の連絡調整に関する事。</li> <li>(3) 国、県、防災会議委員、その他関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>(4) 災害関連情報の集約及び伝達に関する事。</li> <li>(5) 部関連被害状況の集約に関する事。</li> <li>(6) 部応急対策活動の集約に関する事。</li> <li>(7) 部内職員の動員に関する事。</li> <li>(8) 部内職員の厚生に関する事。</li> <li>(9) 部内職員等の安否確認及び被災状況の把握に関する事。</li> <li>(10) 重要文書及び公印の保全に関する事。</li> <li>(11) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事務の実施に関する事。</li> <li>(12) 緊急で重要な法律問題に対する支援に関する事。</li> <li>(13) 所管施設の管理保全、庁舎の電気・通信・衛生設備の応急対策に関する事。</li> <li>(14) 非常優先電話の応急架設に関する事。</li> <li>(15) 他の班の所管に属さない事。</li> <li>(16) その他特命事項に関する事。</li> </ul>
		動員班	人事課長	人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の動員及び配備計画に関する事。</li> <li>(2) 職員の被災状況の集約に関する事。</li> <li>(3) 職員の給与に関する事。</li> <li>(4) 職員配備に伴う勤務条件に関する事。</li> <li>(5) 職員の厚生に係る連絡調整に関する事。</li> <li>(6) 雇入れ労働者の確保及び配置に関する事。</li> <li>(7) 公務災害保障に関する事。</li> <li>(8) 避難所、帰宅困難者収容施設の開設・運営に関する事。</li> <li>(9) 避難所配置職員、緊急初動体制要員、センター（中央地区）配置職員の選定に関する事。</li> </ul>
		秘書班	秘書広報課長	秘書広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部長及び災害対策副本部長の秘書に関する事。</li> </ul>

局	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
		秘書班	秘書広報課長	秘書広報課	(2) 災害対策本部長及び災害対策副本部長の現地視察に関すること。 (3) 災害見舞者の接遇に関すること。
		東京連絡班		東京事務所	(1) 国会及び中央官庁との連絡調整に関すること。
企画 対 策 部	企画部長	情報班	企画課長	企画課 資産経営課 情報統計課	(1) 本部設置に係る情報機器の設置に関すること。 (2) 災害情報の収集及び記録整理に関すること。 (3) 電算等の各種システム等の復旧、運用、管理に関すること。
議 会 対 策 部	議会事務局 長	議会班	議会事務局 庶務課長	議会事務局 庶務課 議事課	(1) 局の庶務に関すること。 (2) 本部、地区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。 (4) 局関連被害状況の集約に関すること。 (5) 局災害対策活動の集約に関すること。 (6) 局内職員の動員に関すること。 (7) 局内職員の厚生に関すること。 (8) 議員の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 (9) 局内職員の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 (10) 災害に関する議会活動に関すること。 (11) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事務の実施に関すること。 (12) その他特命事項に関すること。
財 務 対 策 部	財務部長	財政班	財政課長	財政課	(1) 部の庶務に関すること。 (2) 部内各班の連絡調整に関すること。 (3) 本部、地区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。 (5) 部関連被害状況の集約に関すること。 (6) 部応急対策活動の集約に関すること。 (7) 部内職員の動員に関すること。 (8) 部内職員の厚生に関すること。 (9) 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 (10) 災害応急対策予算の編成及び資金の運用計画に関すること。 (11) 災害時の資金調達（情報収集）に関すること。 (12) 財政需要見込み額の把握に関すること。 (13) 財源確保に関する県及び国との調整及び要望に関すること。 (14) 資金調達に向けた調整等及び資金調達の実施に関すること。 (15) 予算執行方針・予算編成方針の策定に関すること。 (16) 補正予算・当初予算の編成に関すること。 (17) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事

局	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
財務 対 策 部	財務部長	財政班	財政課長	財政課	務の実施に関すること。 (18)他の班の所管に属さないこと。 (19)その他特命事項に関すること。
	財務部長	管財班	管財課長	管財課	(1) 公有財産の被害状況の調査及び総括に関すること。 (2) 公有財産の緊急使用許可に関すること。 (3) 自衛隊・他都市等救援団体の駐車場確保に関すること。 (4) 災害応急対策のための土地の収用及び借上げ等に関すること。
		契約班	契約課長	契約課	(1) 物資・資財等の総括的購買に関すること。 (2) 部内他班の応援に関すること。
		調査班	収納課長	収納課 資産税課 市民税課	(1) 被害調査の調整及び被害集計等に関すること。 (2) 被災者台帳の総括に関すること。 (3) り災証明(火災に係るものを除く。)発行業務の総括に関すること。 (4) 災害による市税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免に関すること。 (5) 他の地方公共団体からの被災調査の支援に関すること。
	会計班	会計課長	会計課	(1) 災害対策に係る現金の出納に関すること。 (2) 義援金の受入れ及び保管に関すること。 (3) 公用車の集中管理に関すること。 (4) 公用車等の燃料調達に関すること。 (5) 緊急輸送車両の許可申請及び配車計画に関すること。 (6) 災害協定等の民間車両の手配に関すること。	
市民 対 策 部	市民部長	地域協働班	地域協働課長	地域協働課	(1) 部の庶務に関すること。 (2) 部内各班の連絡調整に関すること。 (3) 本部、地区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。 (5) 部関連被害状況の集約に関すること。 (6) 部応急対策活動の集約に関すること。 (7) 部内職員の動員に関すること。 (8) 部内職員の厚生に関すること。 (9) 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 (10) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関すること。 (11) 自治会との連絡に関すること。 (12) ボランティアの募集、受付、管理及び派遣調整に関すること。 (13) 登録済みのボランティアの派遣調整に関すること。 (14) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事務の実施に関すること。 (15) 市民センター班との連絡調整に関すること。

局	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
市民 対 策 部	市民部長	地域協働班	地域協働課長	地域協働課	<p>(16) 中央地区の避難行動要支援者名簿の提供に関する事 こと。</p> <p>(17) 中央地区の避難所・帰宅困難者収容施設の開設及び被災 災者・帰宅困難者の収容に関する事 こと。</p> <p>(18) 中央地区の避難所への物資等の輸送に関する事 こと。</p> <p>(19) 中央地区の被災者台帳の作成に関する事 こと。</p> <p>(20) 中央地区のり災証明の発行に関する事 こと。</p> <p>(21) 中央地区担当の応援職員の要請及び受入れに関する事 こと。</p> <p>(22) 他の班の所管に属さない事 こと。</p> <p>(23) その他特命事項に関する事 こと。</p>
		市民対策班	市民窓口課 長	市民窓口課 市民相談室 人権センター	<p>(1) 地域協働班の支援に関する事 こと。</p> <p>(2) 災害時の相談窓口の設置及び生活相談や情報提供、援 助に関する事 こと。</p> <p>(3) 行方不明者等の受付、死亡届の受理及び火埋葬許可に 関する事 こと。</p> <p>(4) 市民の安否情報の集約及び問い合わせに関する事 こと。</p> <p>(5) 義援金、見舞金等の申請受付、支給に関する事 こと。</p> <p>(6) 災害による税の減免の申請受付に関する事 こと。</p>
		市民センター 班	各市民センタ ー長	各市民センタ ー	<p>(1) 地区災害対策本部の設置及び運用等に関する事 こと。</p> <p>(2) 所属職員の動員及び厚生に関する事 こと。</p> <p>(3) 現地災害対策本部の支援に関する事 こと。</p> <p>(4) 応援職員の要請及び支援職員（他都市支援職員も含 む。）の受入れに関する事 こと。</p> <p>(5) 所管施設の被害状況の把握及び応急対策ならびに管理 保全に関する事 こと。</p> <p>(6) 食糧・飲料・燃料等の確保に関する事 こと。</p> <p>(7) 被害調査及びその応急措置に関する事 こと。</p> <p>(8) 災害・避難所情報の収集及び報告並びに本部との連絡 に関する事 こと。</p> <p>(9) 指定管理者・関係団体等との連絡調整に関する事 こと。</p> <p>(10) 避難行動要支援者名簿の提供に関する事 こと。</p> <p>(11) 避難所・帰宅困難者収容施設の開設及び被災者・帰宅 困難者の収容に関する事 こと。</p> <p>(12) 避難所への物資等の保管及び輸送に関する事 こと。</p> <p>(13) 災害相談窓口の設置及び行方不明者の受付に関する事 こと。</p> <p>(14) 行方不明者等の受付、死亡届の受理及び火埋葬許可に 関する事 こと。</p> <p>(15) 被災者台帳の作成に関する事 こと。</p> <p>(16) り災証明の発行に関する事 こと。</p>

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
文化スポーツ対策部	文化スポーツ部長	文化振興班	文化振興課長	文化振興課 生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部の庶務に関すること。</li> <li>(2) 部内各班の連絡調整に関すること。</li> <li>(3) 本部，地区本部，その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。</li> <li>(5) 部関連被害状況の集約に関すること。</li> <li>(6) 部応急対策活動の集約に関すること。</li> <li>(7) 部内職員の動員に関すること。</li> <li>(8) 部内職員の厚生に関すること。</li> <li>(9) 部内職員等の安否確認及び被災状況の把握に関すること。</li> <li>(10) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関すること。</li> <li>(11) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事務の実施に関すること。</li> <li>(12) 所管施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。</li> <li>(13) 避難所として社会教育施設の供与及び管理に関すること。</li> <li>(14) 社会教育団体等協力団体との連絡調整に関すること。</li> <li>(15) 文化財の被害状況の把握及び応急対策に関すること。</li> <li>(16) 文化財の保全に関すること。</li> <li>(17) 他の班の所管に属さないこと。</li> <li>(18) その他特命事項に関すること。</li> </ul>
		スポーツ施設班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スポーツ施設・設備の被害状況の把握及び応急対策に関すること。</li> <li>(2) 避難所としてスポーツ施設の供与及び管理に関すること。</li> </ul>
		文化施設班	中央図書館長	中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>(2) 避難所として文化施設の供与及び管理に関すること。</li> </ul>
福祉保健対策部	福祉保健部長	福祉保健班	福祉保健課長	福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部の庶務に関すること。</li> <li>(2) 部内各班の連絡調整に関すること。</li> <li>(3) 本部，地区本部，その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。</li> <li>(5) 部関連被害状況の集約に関すること。</li> <li>(6) 部応急対策活動の集約に関すること。</li> <li>(7) 部内職員の動員に関すること。</li> <li>(8) 部内職員の厚生に関すること。</li> <li>(9) 部内職員等の安否確認及び被災状況の把握に関すること。</li> <li>(10) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関すること。</li> <li>(11) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事務の実施並びに全対策部の救助経費求償関連事務の総括及び県との調整に関すること。</li> </ul>

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
福祉保健対策部	福祉保健部長	福祉保健班	福祉保健課長	福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(12) 民生委員児童委員への協力要請に関すること。</li> <li>(13) 日本赤十字社、社会福祉協議会及び社会福祉法人等との連絡調整に関すること。</li> <li>(14) 社会福祉施設の被害調査に関すること。</li> <li>(15) 福祉避難所の開設及び被災者の収容に関すること。</li> <li>(16) 義援金品等（教育対策部に係るものを除く。）の申請受付、支給の総括に関すること。</li> <li>(17) 要配慮者対策の総括に関すること。</li> <li>(18) 避難行動要支援者名簿の作成及び提供の総合調整に関すること。</li> <li>(19) 部内各班に属さない事項に関すること</li> <li>(20) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、県、県警察等関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(21) 救護センター及び救護所等の開設に関すること。</li> <li>(22) 医療救護班、日本DMAT等の配置調整に関すること。</li> <li>(23) 広域搬送も含めた患者の輸送・転院に係る調整に関すること。</li> </ul>
		障害福祉班	障害福祉課長	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者福祉施設の被害調査、応急対策に関すること。</li> <li>(2) 障害者の援護対策及び生活相談に関すること。</li> <li>(3) 障害者福祉施設との連絡及び総合調整に関すること。</li> <li>(4) 避難所等における心身障害者の相談の総括に関すること。</li> <li>(5) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。</li> <li>(6) 障害者の避難行動要支援者名簿の作成及び提供に関すること。</li> <li>(7) 障害者福祉施設利用者の安否確認の総括に関すること。</li> </ul>
		生活支援班	生活支援課長	生活支援課 自立支援室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所管施設の被害調査、応急対策に関すること。</li> <li>(2) 生活保護対策に係る総括に関すること。</li> <li>(3) 被災者に対する生活保護に関すること。</li> <li>(4) 行旅病人及び行旅死亡人（身元不明者を含む。）に関すること。</li> <li>(5) 遺体の検視・検案場所の選定・依頼及び必要資器材の調達に関すること。</li> <li>(6) 遺体安置所の選定・依頼及び運営並びに必要資器材の調達に関すること。</li> <li>(7) 遺体の埋火葬に係る本部事務局、環境対策部との調整に関すること。</li> </ul>
		高齢者福祉班	介護保険課長	介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者福祉施設の被害調査、応急対策に関すること。</li> <li>(2) 高齢者の援護対策及び生活相談に関すること。</li> <li>(3) 高齢者福祉施設との連絡及び総合調整に関すること。</li> <li>(4) 高齢者福祉施設利用者の安否確認の総括に関すること。</li> <li>(5) 高齢者の避難行動要支援者名簿の作成及び提供に関すること。</li> </ul>

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
福祉保健部	福祉保健部長	高齢者福祉班	介護保険課長	介護保険課	ること。 (6) 福祉避難所開設に係る福祉総務班の支援に関すること。 (7) 遺体の処理に係る生活支援班の支援に関すること。
		保険年金班	保険年金課長	保険年金課	(1) 被災者に対する国民健康保険に関すること。 (2) 被災者に対する国民年金に関すること。 (3) 被災者に対する後期高齢者医療に関すること。 (4) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。
		子育て支援班	子育て支援課長	子育て支援課	(1) 所管施設及び私立幼稚園の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 所管施設及び私立幼稚園の利用者の安否確認に関すること。 (3) 妊産婦、乳幼児、児童及び障害児の援護に関すること。 (4) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。
		子育て施設班	子育て施設課長	子育て施設課	(1) 保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 保育所等の一時休止及び再開に関すること。 (3) 保育園児等の安否確認に関すること。 (4) 応急保育の実施に関すること。 (5) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。
	公立下蒲刈病院長	病院事業班	病院事業課長	公立下蒲刈病院 蒲刈診療所 大地蔵診療所	(1) 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 所管施設利用者の安否確認及び避難に関すること。 (3) 救護病院の開設・運営に関すること。 (4) 医薬品・資器材の調達に関すること。 (5) 医療情報の収集及び提供に関すること。 (6) 病院間の患者の受入れ調整に関すること。 (7) 職員の安否確認及び勤務体制の確保に関すること。
	保健所長	保健総務班	保健総務課長	保健総務課	(1) 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 医療機関の被害状況、受入状況等の把握及び診療可能医療機関の情報提供に関すること。 (3) 救護所等設置に係る医療支援班の支援に関すること。 (4) 地域防災拠点等への医療提供及び保健衛生指導等に関すること。 (5) 医薬品等の供給調整に関すること。 (6) 毒物・劇物の被害調査及び応急対策等に関すること。 (7) 医療ボランティアの受入れ、調整に関すること。 (8) 感染症の発生及び拡大防止に関すること。 (9) 防疫活動に関すること。 (10) 防疫薬品及び防疫資材の整備及び調達に関すること。 (11) 在宅の要配慮者（人工透析、特定疾患、難病等）への対応及び支援並びに対応医療機関との調整に関すること。



部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
福祉保健対策部	保健所長	生活衛生班	生活衛生課長	生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>(2) 生活用水及び食品の衛生確保に関すること。</li> <li>(3) 食中毒の発生及び拡大防止に関すること。</li> <li>(4) 入浴施設の提供に関すること。</li> <li>(5) 災害応急用井戸の水質検査及び情報提供に関すること。</li> <li>(6) 衛生害虫及びねずみ族の駆除に関すること。</li> <li>(7) ペット動物等の保護・収容、救護活動に関すること。</li> <li>(8) 獣医師会、動物愛護団体との支援要請及び総合調整に関すること。</li> </ul>
		健康安全班	健康増進課長	健康増進課 西・東保健センター 各保健出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>(2) 被災者等の健康管理及び心のケアに関すること。</li> <li>(3) 避難所等の衛生管理及び環境整備等に関すること。</li> <li>(4) 救護所等設置に係る医療救護班の支援に関すること。</li> </ul>
環境対策部	環境部長	環境政策班	環境政策課長	環境政策課 斎場 東部火葬場	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部の庶務に関すること。</li> <li>(2) 部内各班の連絡調整に関すること。</li> <li>(3) 本部、地区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。</li> <li>(5) 部関連被害状況の集約に関すること。</li> <li>(6) 部応急対策活動の集約に関すること。</li> <li>(7) 部内職員の動員に関すること。</li> <li>(8) 部内職員の厚生に関すること。</li> <li>(9) 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。</li> <li>(10) 所管施設の被害調査、応急対策及び管理保全に関すること。</li> <li>(11) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事務の実施に関すること。</li> <li>(12) 廃棄物に係る総括及び総合調整に関すること。</li> <li>(13) 廃棄物の不法投棄行為の監視及び法的処理対策に関すること。</li> <li>(14) 遺体の埋火葬に関すること。</li> <li>(15) 遺骨の一時保管に関すること。</li> <li>(16) 広域火葬に関すること。</li> <li>(17) 火葬相談窓口の設置に関すること。</li> <li>(18) 遺体の運送に関すること。</li> <li>(19) 埋火葬に係る福祉保健対策部、関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(20) 他の班の所管に属さないこと。</li> <li>(21) その他特命事項に関すること。</li> </ul>
		環境管理班	環境管理課長	環境管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所管施設の被害調査、応急対策及び管理保全に関すること。</li> <li>(2) 有害物質等を使用している工場・事業場の被害状況の把握及び応急対策等に関すること。</li> <li>(3) 大気汚染及び水質汚濁等の汚染状況の監視に関すること。</li> </ul>

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
環境 対 策 部	環境部長	環境管理班	環境管理課長	環境管理課	(4) 災害時における公害防止に関すること。 (5) 遺体の埋火葬に係る環境政策班の支援に関すること。 (6) その他特命事項に関すること。
		環境施設班	環境施設課長	環境施設課	(1) 所管施設の被害調査、応急対策及び管理保全に関すること。 (2) 仮置場の設置及び運営に関すること。 (3) 仮置場の災害廃棄物の分別、処理及び再資源化に関すること。 (4) 一般廃棄物（ごみ）の処理及び処分に関すること。 (5) 一般廃棄物（し尿）の処理に関すること。 (6) 仮設処理施設の設置及び運営に関すること。 (7) その他特命事項に関すること。
		環境業務班	環境業務課長	環境業務課	(1) 所管施設及び車両の被害調査、応急対策及び管理保全に関すること。 (2) 一般廃棄物（ごみ及びし尿）取扱業者等との連絡調整に関すること。 (3) 一般廃棄物（家庭ごみ）の収集及び運搬に関すること。 (4) 一般廃棄物（し尿）の緊急汲取に関すること。 (5) 被災地域及び関係部署と連携し、一時集積場所の設置及び管理運営に関すること。 (6) 避難所等におけるごみ集積場所及びトイレの清掃等の指導に関すること。 (7) 仮設トイレの設置及び管理運営に関すること。 (8) その他特命事項に関すること。
産業 対 策 部	産業部長	商工振興班	商工振興課長	商工振興課	(1) 部の庶務に関すること。 (2) 部内各班の連絡調整に関すること。 (3) 本部、地区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。 (5) 部関連被害状況の集約に関すること。 (6) 部応急対策活動の集約に関すること。 (7) 部内職員の動員に関すること。 (8) 部内職員の厚生に関すること。 (9) 部内職員等の安否確認及び被災状況の把握に関すること。 (10) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関すること。 (11) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事務の実施に関すること。 (12) 県、商工会議所及び商工業関係団体との連絡調整に関すること。 (13) 工業施設、商業施設等の被害状況の把握に関すること。 (14) 救援物資に係る総括及び関係対策部との調整に関すること。 (15) 協定に基づく食糧・生活必需品・資機材等の調達に関すること。

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
産業 対 策 部	産業部長	商工振興班	商工振興課長	商工振興課	(16) 備蓄倉庫の被災状況の把握及び管理保全に関すること。 (17) 他都市等への救援物資の要請・受入れに関すること。 (18) 備蓄物資及び救援物資の配分・供給に関すること。(給水作業に関するものを除く。) (19) 被災者の物資ニーズの集約に関すること。 (20) 県、自衛隊等への物資輸送に係る支援要請に関すること。 (21) 県との物資の集積拠点の調整に関すること。 (22) 救援物資の集積拠点への職員の派遣の調整に関すること。 (23) 中小企業に対する金融支援及び相談に関すること。 (24) 被災者の雇用対策に関すること。 (25) 産業振興対策に関すること。 (26) 他の班の所管に属さないこと。 (27) その他特命事項に関すること。
		観光振興班	観光振興課長	観光振興課 海事歴史科学 館学芸課	(1) 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 観光客の避難対策に関すること。 (3) 地場産業の復旧支援に関すること。 (4) 救援物資に係る商工振興班への支援に関すること。
		港湾漁港班	港湾漁港課長	港湾漁港課	(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 災害時応急処置に伴う関係機関への協力要請に関すること。 (3) 救援物資の海上輸送基地の選定に関すること。 (4) 海上輸送基地における救援物資の荷役、輸送体制の確保に関すること。 (5) 避難者、救援物資等の海上輸送に伴う自衛隊、海上保安部、旅客船協会、漁業協同組合等への協力要請に関すること。 (6) 船舶火災、海難事故及び船舶の被害状況の把握に関すること。 (7) 港湾及び漁港利用者等の避難対策に関すること。 (8) 港湾区域及び漁港区域内における漂流物対策に関すること。 (9) 接岸、けい留施設の被害状況の把握に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 (10) 港湾施設及び漁港施設、海岸保全施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (11) 港湾区域及び漁港区域内における高潮対策及び漂流物対策に関すること。 (12) 港湾施設及び漁港施設、海岸保全施設の災害復旧工事に関すること。 (13) 救援物資に係る商工振興班への支援に関すること。
		農林水産班	農林水産課長	農林水産課 水産振興室	(1) 農業関係の被害状況の把握に関すること。 (2) 農産物の被害状況の把握に関すること。 (3) 畜産関係の被害状況の把握に関すること。

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務	
産業 対 策 部	産業部長	農林水産班	農林水産課長	農林水産課 水産振興室	(4) 応急農作物の種苗及び家畜飼料の補給に関する事 (5) 農林漁業復旧資金の斡旋、融資に関する事 (6) 農協等との連絡調整、協力要請に関する事 (7) 水産関係、養殖魚等の被害状況の把握に関する事 (8) 漁協等との連絡調整、協力要請に関する事 (9) 救援物資等に係る商工振興班の支援に関する事	
	都市 対 策 部	都市部長	都市計画班	都市計画課長	都市計画課	(1) 部の庶務に関する事 (2) 部内各班の連絡調整に関する事 (3) 本部、地区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事 (4) 災害関連情報の集約及び伝達に関する事 (5) 部関連被害状況の集約に関する事 (6) 部応急対策活動の集約に関する事 (7) 部内職員の動員に関する事 (8) 部内職員の厚生に関する事 (9) 部内職員等の安否確認及び被災状況の把握に関する事 (10) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関する事 (11) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事務の実施に関する事 (12) 被災市街地の被害状況の把握及び応急対策に関する事 (13) 帰宅困難者の総括に関する事 (14) 被災市街地の復旧・復興に関する事 (15) 他の班の所管に属さない事 (16) その他特命事項に関する事
		交通政策班	交通政策課長	交通政策課	(1) 緊急輸送道路等の被害状況の把握及び緊急輸送対策に関する事 (2) 交通情報の収集及び情報提供に関する事 (3) 交通規制等の応急交通対策に関する事 (4) 交通関係機関等との連絡調整に関する事 (5) 帰宅困難者情報の収集に関する事 (6) 避難所以外の帰宅困難者収容施設の選定及び関係者への協力要請に関する事	
建築指導班		建築指導課長	建築指導課	(1) 建築物（避難所その他の公共施設等）の応急危険度判定に関する事 (2) 民間建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関する事 (3) 住宅の被害認定に関する事 (4) 他の地方公共団体及び関係団体からの建築関係支援に関する事 (5) 建築関係業者との連絡調整に関する事 (6) 宅地防災工事資金及び災害復興住宅資金の融資に関する事		

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
都市対策部	都市部長	建築指導班	建築指導課長	建築指導課	(7) 被災者の建築相談に関する事。 (8) 災害復興住宅の認定に関する事。 (9) 災害復興融資貸付に伴う現場審査に関する事。 (10) 帰宅困難者の支援に関する事。
		住宅政策班	住宅政策課長	住宅政策課	(1) 市営住宅の被害状況の収集及び応急対策工事に関する事。 (2) 市営住宅の緊急入居に関する事。 (3) 市営住宅の入居者の相談に関する事。 (4) 市営住宅指定管理者への指示及び調整に関する事。 (5) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事。 (6) 応急仮設住宅の入居、維持管理に関する事。 (7) 帰宅困難者の支援に関する事。
		技術監理班	技術監理室長	技術監理室	(1) 災害応急対策工事にかかる工事検査に関する事。 (2) 帰宅困難者の支援に関する事。
土木対策部	土木部長	土木総務班	土木総務課長	土木総務課	(1) 部の庶務に関する事。 (2) 部内各班の連絡調整に関する事。 (3) 本部、地区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。 (4) 災害関連情報の集約及び伝達に関する事。 (5) 部関連被害状況の集約に関する事。 (6) 部応急対策活動の集約に関する事。 (7) 部内職員の動員に関する事。 (8) 部内職員の厚生に関する事。 (9) 部内職員等の安否確認及び被災状況の把握に関する事。 (10) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関する事。 (11) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事務の実施に関する事。 (12) 道路、橋りょう、河川等の被害状況調査及び応急対策に関する事。 (13) 道路、橋りょう、河川等の障害物の除去に関する事。 (14) 建設業協会、民間建設業者等の連絡調整に関する事。 (15) 応急資機材の確保及び保管に関する事。 (16) 国、他の地方公共団体及び関係団体からの土木関係支援に関する事。 (17) 交通規制等の応急交通対策に関する事。 (18) 救援活動拠点等としての公園緑地の使用にかかる連絡調整に関する事。 (19) 公園緑地等にかかる国、県等との連絡調整に関する事。 (20) 土砂災害・洪水等の被害調査及び応急対策に関する事。 (21) 所管施設の被害状況の把握及び管理保全に関する事。

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
土木対策部	土木部長	土木総務班	土木総務課長	土木総務課	と。 (22) 急傾斜地復旧整備事業資金融資に関すること。 (23) ため池の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (24) 林道施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (25) 他の班の所管に属さないこと。 (26) その他特命事項に関すること。
		土木維持班	土木維持課長	土木維持課 音戸倉橋土木出張所 川尻安浦土木出張所 安芸灘土木出張所	(1) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関すること。 (2) 道路, 橋りょう, 河川等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (3) 道路, 橋りょう, 河川等の障害物の除去に関すること。 (4) 所管の公共土木施設復旧対策に関すること。 (5) 交通規制等の応急交通対策に関すること。 (6) 土砂災害・洪水等の被害調査及び応急対策に関すること。 (7) 所管施設の被害状況の把握及び管理保全に関すること。 (8) 市街地の排水対策及び沿岸部等の高潮対策に関すること。 (9) 樋門, 排水ポンプ場, 防潮堤の操作管理に関すること。 (10) 急傾斜地対策に関すること。 (11) 公園等の電気設備の保全に関すること。 (12) ため池の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (13) 林道施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (14) 農地, 農業用施設, 林道等の災害復旧工事に関すること。
		土木整備班	土木整備課長	土木整備課	(1) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関すること。 (2) 道路, 橋りょう, 河川等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (3) 道路, 橋りょう, 河川等の障害物の除去に関すること。 (4) 所管の公共土木施設復旧対策に関すること。 (5) 交通規制等の応急交通対策に関すること。 (6) 土砂災害・洪水等の被害調査及び応急対策に関すること。 (7) 所管施設の被害状況の把握及び管理保全に関すること。 (8) 市街地の排水対策及び沿岸部等の高潮対策に関すること。 (9) 樋門, 排水ポンプ場, 防潮堤の操作管理に関すること。 (10) 急傾斜地対策に関すること。 (11) 公園等の電気設備の保全に関すること。 (12) ため池の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (13) 林道施設の被害状況の把握及び応急対策に関するこ

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
土木対策部	土木部長	土木整備班	土木整備課長	土木整備課	と。 (14)農地，農業用施設，林道等の災害復旧工事に関すること。
		営繕班	営繕課長	営繕課	(1) 市有建築物（市営住宅を除く。）の被害状況調査及び応急対策工事に関すること。 (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る住宅班の支援に関すること。
消防対策部	消防局副局長	消防総務班	消防総務課長	消防総務課	(1) 部の庶務に関すること。 (2) 部内各班の連絡調整に関すること。 (3) 本部，地区本部，その他関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 部内職員の動員に関すること。 (5) 部内職員の厚生に関すること。 (6) 部内職員等の安否確認及び被災状況の把握に関すること。 (7) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関すること。 (8) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事務の実施に関すること。 (9) 所管車両及び資機材の応急修理等に関すること。 (10)燃料の確保に関すること。 (11)消防広報に関すること。 (12)報道機関からの情報収集及び問い合わせの対応に関すること。 (13)記録写真に関すること。 (14)他の班の所管に属さないこと。 (15)その他特命事項に関すること。
		予防班	予防課長	予防課	(1) 災害情報，気象情報，活動状況等の収集・整理・分析に関すること。 (2) 整理分析した情報の各班への伝達に関すること。 (3) 防災関係機関の情報収集・伝達に関すること。 (4) 応援要請等の災害対策本部報告資料の作成に関すること。 (5) 危険物施設等の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (6) 出火防止等の広報に関すること。
		警防班	警防課長	警防課	(1) 消防対策部の災害体制等の発令に関すること。 (2) 消防隊・救急隊等の指揮及び運用に関すること。 (3) 各種情報に基づく消防力判断に関すること。 (4) 災害対策本部との連絡調整に関すること。 (5) 警察，海上保安部，他都市消防機関等との連携・調整に関すること。 (6) 福祉保健対策部，医療機関等との連携・調整に関すること。 (7) 災害時の医療体制情報収集に関すること。 (8) 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受援・応援に関すること。

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
消 防 対 策 部	消防局副局長	警防班	警防課長	警防課	<p>こと。</p> <p>(9) 緊急消防援助隊等との連絡、集結場所の指定等に関すること。</p> <p>(10) 緊急消防援助隊等の活動方針等の伝達に関すること。</p> <p>(11) 緊急消防援助隊等への各種資料の作成・配布に関すること。</p> <p><u>(12) 災害の覚知、伝達及び管制に関すること。</u></p> <p><u>(13) 災害情報、気象情報等の収集及び伝達に関すること。</u></p> <p><u>(14) 消防通信の運用及び統制に関すること。</u></p> <p><u>(15) 所管施設及び設備機器等の被害状況の把握及び応急対策並びに保全に関すること。</u></p> <p><u>(16) その他災害対策に関すること。</u></p>
	西署班 東署班 音戸署班	西消防署長 東消防署長 音戸消防署長	西消防署 東消防署 音戸消防署	西消防署 東消防署 音戸消防署	<p>(1) 所管施設及び車両等の被害状況の把握及び応急対策並びに保全に関すること。</p> <p>(2) 職員の動員、厚生に関すること。</p> <p>(3) 局、消防団、その他関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 消火・救助・救急・水防活動及び行方不明者の捜索に関すること。</p> <p>(5) 他都市応援隊の指揮、運用、調整に関すること。</p> <p>(6) 緊急消防援助隊等との調整及び誘導に関すること。</p> <p>(7) 被害調査の実施並びに各種情報の収集、整理及び報告に関すること。</p> <p>(8) 消防広報に関すること。</p> <p>(9) 避難誘導に関すること。</p> <p>(10) 危険物施設の災害状況の把握及び応急措置指導に関すること。</p> <p>(11) その他災害対策に関すること。</p>
	消防団長	消防団班	消防団副団長 消防団室長	各消防分団 消防団室	<p>(1) 団の総括及び方面隊、地区隊への指示、連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 消防局、本部事務局、市民センターとの連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 所管施設、車両等の被害状況の把握及び管理保全に関すること。</p> <p>(4) 団員の動員、隊の編成に関すること。</p> <p>(5) 団員の安否情報及び被災状況に関すること。</p> <p>(6) 消火・救助・救急・水防活動及び行方不明者の捜索に関すること。</p> <p>(7) 消防広報及び避難誘導に関すること。</p> <p>(8) その他災害対策に関すること。</p>



部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
上下水道対策部	経営総務部長	上下水道対策班	上下水道総務課長	上下水道総務課 経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部の庶務に関すること。</li> <li>(2) 部内各班の連絡調整に関すること。</li> <li>(3) 本部、地区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。</li> <li>(5) 部関連被害状況の集約に関すること。</li> <li>(6) 部応急対策活動の集約に関すること。</li> <li>(7) 部内職員の動員に関すること。</li> <li>(8) 部内職員の厚生に関すること。</li> <li>(9) 部内職員等の安否確認及び被災状況の把握に関すること。</li> <li>(10) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関すること。</li> <li>(11) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事務の実施に関すること。</li> <li>(12) 他の地方公共団体からの水道支援の総括に関すること。</li> <li>(13) 県水道施設の被害状況の把握及び復旧対策の総合調整に関すること。</li> <li>(14) 水道施設の災害復旧・復興の総合企画に関すること。</li> <li>(15) 上下水道事業に係る災害広報の総括に関すること。</li> <li>(16) 水道・下水道使用料の減免に関すること。</li> <li>(17) 他の班の所管に属さないこと。</li> <li>(18) その他特命事項に関すること。</li> </ul>
		上下水道総務班	営業課長	営業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電話受付に関すること。</li> <li>(2) 所管車両の管理保全に関すること。</li> <li>(3) 資材及び車両の調達・管理に関すること。</li> <li>(4) 通信機器等の保全に関すること。</li> </ul>
	建設部長	応急給水班	水道建設課長	水道建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 応急給水計画に関すること。</li> <li>(2) 医療機関（災害拠点病院、救急告示医療機関、透析医療機関）への運搬給水に関すること。</li> <li>(3) 地域給水拠点等への運搬給水に関すること。</li> </ul>
		下水道管路復旧班	下水建設課長	下水建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所管管きよの被害状況の把握及び応急対策に関すること。</li> <li>(2) 修繕計画に関すること。</li> <li>(3) 下水道管の修繕に関すること。</li> </ul>
	施設管理部長	給水復旧班	管路管理課長	管路管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所管配水、給水施設等の被害状況の把握及び応急対策に関すること。</li> <li>(2) 水道管の修繕に関すること。</li> <li>(3) 復旧工事関係者との連絡調整に関すること。</li> <li>(4) 市民広報の実施に関すること。</li> <li>(5) 修繕計画に関すること。</li> <li>(6) 濁水対策に関すること。</li> </ul>
		水道施設班	浄水課長	浄水課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水道施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。</li> <li>(2) 施設の復旧計画及び水運用計画に関すること。</li> </ul>

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
上下水道対策部	施設管理部長	水道施設班	浄水課長	浄水課	(3) 採水計画及び水質検査に関すること。 (4) 危険物の点検及び安全確保に関すること。
		応急排水班	施設管理部副部長	管路管理課 下水建設課	(1) 所管管きよの閉塞状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 応急排水計画及び汚水運搬計画に関すること。
		下水道施設班	下水施設課長	下水施設課	(1) 下水道施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 施設の復旧計画及び汚水処理計画に関すること。 (3) 採水計画及び水質検査に関すること。 (4) 危険物の点検及び安全確保に関すること。
教育対策部	教育部長	教育総務班	教育総務課長	教育総務課	(1) 部の庶務に関すること。 (2) 部内各班の連絡調整に関すること。 (3) 本部、地区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。 (5) 部関連被害状況の集約に関すること。 (6) 部応急対策活動の集約に関すること。 (7) 部内職員の動員に関すること。 (8) 部内職員の厚生に関すること。 (9) 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 (10) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関すること。 (11) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事務の実施に関すること。 (12) 他都市応援職員の受入れに関すること。 (13) 教育委員との連絡調整に関すること。 (14) 教育関係義援金の受付及び配分に関すること。 (15) 他の班の所管に属さないこと。 (16) その他特命事項に関すること。
		学校施設班	学校施設課長	学校施設課	(1) 学校施設・設備の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 学校施設の応急危険度判定の要請に関すること。 (3) 応急教育実施施設の確保に関すること。 (4) 学校施設の災害復旧計画に関すること。 (5) 教育備品の被害状況の把握及び調達に関すること。 (6) 学校給食対策に関すること。 (7) 学校給食施設における非常炊き出しに関すること。
		学校教育班	学校教育課長	学校教育課	(1) 教職員の動員・配備に関すること。 (2) 教職員の支援調整に関すること。 (3) 教職員及びその家族の安否確認に関すること。 (4) 教職員の生活支援に関すること。 (5) 学校の教育再開（応急教育計画）の総括に関すること。 (6) 被災児童及び生徒への教科書・学用品等の調達給与に関すること。 (7) 被災児童及び生徒への育英及び奨学に関すること。

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
教育 対 策 部	教育部長	学校安全班	学校安全課 長	学校安全課	(1) 児童・生徒の安全対策の総括に関する事 こと。 (2) 災害情報・気象情報等の収集に関する事 こと。 (3) 保護者への防災情報の提供に関する事 こと。 (4) 児童・生徒・保護者の安否情報及び保護者への引渡し に関する事 こと。 (5) 学校の保健衛生に関する事 こと。
		学校班	各小学校長 各中学校長 高等学校長	各学校教職員	(1) 学校施設・設備・教育備品の被害状況の把握に関する 事 こと。 (2) 学校施設の応急危険度判定の要請に関する事 こと。 (3) 所管教職員の安否情報及び被災状況の把握に関する事 こと。 (4) 児童・生徒の安全に関する事 こと。 (5) 児童・生徒・保護者の安否情報及び保護者への引渡し に関する事 こと。 (6) 学校の教育再開（応急教育計画）に関する事 こと。 (7) 学校の管理保全及び保健衛生に関する事 こと。 (8) 学校給食及び非常炊出しに関する事 こと。 (9) 被災児童及び生徒への教科書・学用品の給与に関する 事 こと。 (10) 避難所として学校施設の供与及び管理に関する事 こと。 (11) 避難所運営及び救護所等の支援に関する事 こと。

災 害 発 生 報 告 書

( ) 県支部

( ) 市町

月 日 時 分 受信				13					
発信者 職氏名				火災の発生 状 況					
受信者				14					
情報連絡班		氏名		交通途絶と なった路線					
		班		15					
1 調査 日時				破堤溢水 した河川 海岸溜池					
2 発生 場所				16					
				その他の 被 害					
人の被害	3	死 者	人	氏名 (生年月日)	17	災害対策 本部設置		月 時 日分	
	4	行 方 不 明 者	"	" "		18	地区名	避難場所	人員
	5	重 傷 者	"	" "			避難の 指示・ 勧告状況		人
	6	軽 傷 者	"	" "			消防職員等 の出動状況	19	消 防 職 員
住家の被害	7	全 壊 (全焼・流 出)	棟 ( )	世 ( )	人 ( )	20		消 防 団 員	" ( )
	8	半 壊 (半焼)	" ( )	" ( )	" ( )	21		警 察 官	" ( )
	9	床上浸水	" ( )	" ( )	" ( )	22		そ の 他	" ( )
	10	床下浸水	" ( )	" ( )	" ( )			計	" ( )
非住家の被害	11	学 校 等 公 共 建 物			23	その他の 応急措置			
	12	そ の 他							

(2) 応急給水機器保有数

種別		積載能力及び保有数			配置場所	所管電話
		積載能力	保有数	合計		
給水車	アルミ製	2.0 m <sup>3</sup>	1 台	2.0 m <sup>3</sup>	上下水道局車庫	26-1600
給水タンク	アルミ製	1.5 m <sup>3</sup>	4 基	6.0 m <sup>3</sup>	宮原浄水場	
		1.0 m <sup>3</sup>	1 基	1.0 m <sup>3</sup>	宮原浄水場	
	ポリタンク (上下水道局庁舎)	0.5 m <sup>3</sup>	5 基	2.5 m <sup>3</sup>	上下水道局倉庫	
		0.3 m <sup>3</sup>	10 基	3.0 m <sup>3</sup>	上下水道局倉庫	
			30 基	9.0 m <sup>3</sup>	宮原浄水場	
		2 基	0.6 m <sup>3</sup>	量水器室		
0.1 m <sup>3</sup>	5 基	0.5 m <sup>3</sup>	上下水道局車庫			
ポリ容器		15ℓ	3,400 個	51.0 m <sup>3</sup>	宮原浄水場	
給水用ポリ袋		6ℓ	3,000 袋	18 m <sup>3</sup>	上下水道局車庫	
非常用給水パック製造機			1 台			
アルミタンク用給水スタンド		4 栓	5 個			
緊急貯水槽用給水スタンド		4 栓	2 個			
消火栓用給水スタンド		1 栓	1 個		上下水道局倉庫	
		2 栓	13 個			
		3 栓	5 個			

8 災害救助法による救助の基準

救助の方法	支出の限度	用途	適用範囲	期間	備考																																									
避難所の設置	<p>1 避難所設置費 一人一日当たり、320円以内</p> <p>2 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて、避難所での生活において特別な配慮を要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合、第1号の金額(前号の規定が適用される場合にあつては、同号の規定による加算後の金額)に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	<p>1 賃金職員等雇上費</p> <p>2 消耗器材費</p> <p>3 建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費</p> <p>4 光熱水費</p> <p>5 仮設炊事場又は便所の設置費</p>	<p>収容し得る者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</p>	<p>開設期間は災害発生の日から7日以内</p>																																										
応急仮設住宅	<p>1 規格 <u>知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。</u></p> <p>2 限度額 一戸当たり5,516,000円以内</p> <p>3 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できるとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は知事が別に定める。</p>		<p>1 収容し得る者は住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家のない者であつて、自らの資力では、住宅を得ることができない者</p> <p>2 高齢者等であつて、日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。</p> <p>3 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。</p>	<p>供与期間は、完成の日から2年以内</p>	<p>着工は災害発生の日から20日以内</p>																																									
炊出しその他による食品の給与	<p>1人1日当たり <u>1,130円</u>以内</p>	<p>1 主食費</p> <p>2 副食費</p> <p>3 燃料費</p> <p>4 器物等の使用謝金</p> <p>5 消耗器材費</p> <p>6 雑費</p>	<p>1 避難所に収容された者</p> <p>2 住家に被害を受けて炊事のできない者</p> <p>3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者</p>	<p>災害発生の日から7日以内</p>																																										
飲料水の供給	<p>実費</p>	<p>1 水の購入費</p> <p>2 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費</p>	<p>災害のため飲料水を得ることができない者</p>	<p>前項に準ずる。</p>																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 住家の全壊、全壊又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>夏季 (4月から9月まで)</th> <th>冬季 (10月から3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td><u>18,400円以内</u></td> <td><u>30,400円以内</u></td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td><u>23,700円以内</u></td> <td><u>39,500円以内</u></td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td><u>34,900円以内</u></td> <td><u>54,900円以内</u></td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td><u>41,800円以内</u></td> <td><u>64,200円以内</u></td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td><u>52,900円以内</u></td> <td><u>80,800円以内</u></td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td><u>52,900円に、5人を超える世帯人員1人につき、7,800円を加算した額以内</u></td> <td><u>80,800円に、5人を超える世帯人員1人につき、11,100円を加算した額以内</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 住家の半壊、半壊又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>夏季 (4月から9月まで)</th> <th>冬季 (10月から3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td><u>6,000円以内</u></td> <td><u>9,800円以内</u></td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td><u>8,100円以内</u></td> <td><u>12,700円以内</u></td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td><u>12,100円以内</u></td> <td><u>18,000円以内</u></td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td><u>14,700円以内</u></td> <td><u>21,400円以内</u></td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td><u>18,600円以内</u></td> <td><u>27,000円以内</u></td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td><u>18,600円に、5人を超える世帯人員1人につき、2,600円を加算した額以内</u></td> <td><u>27,000円に、5人を超える世帯人員1人につき、3,500円を加算した額以内</u></td> </tr> </tbody> </table>	世帯区分	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)	1人世帯	<u>18,400円以内</u>	<u>30,400円以内</u>	2人世帯	<u>23,700円以内</u>	<u>39,500円以内</u>	3人世帯	<u>34,900円以内</u>	<u>54,900円以内</u>	4人世帯	<u>41,800円以内</u>	<u>64,200円以内</u>	5人世帯	<u>52,900円以内</u>	<u>80,800円以内</u>	6人以上の世帯	<u>52,900円に、5人を超える世帯人員1人につき、7,800円を加算した額以内</u>	<u>80,800円に、5人を超える世帯人員1人につき、11,100円を加算した額以内</u>	世帯区分	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)	1人世帯	<u>6,000円以内</u>	<u>9,800円以内</u>	2人世帯	<u>8,100円以内</u>	<u>12,700円以内</u>	3人世帯	<u>12,100円以内</u>	<u>18,000円以内</u>	4人世帯	<u>14,700円以内</u>	<u>21,400円以内</u>	5人世帯	<u>18,600円以内</u>	<u>27,000円以内</u>	6人以上の世帯	<u>18,600円に、5人を超える世帯人員1人につき、2,600円を加算した額以内</u>	<u>27,000円に、5人を超える世帯人員1人につき、3,500円を加算した額以内</u>	<p>住家の全壊、全壊、流失、半壊、半壊又は床上浸水、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又ははき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。</p> <p>1 寝具</p> <p>2 外衣</p> <p>3 肌着</p> <p>4 身の回り品</p> <p>5 炊事用具</p> <p>6 食器</p> <p>7 日用品</p> <p>8 光熱材料</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>季別は、災害発生の日をもつて決定する。</p>
世帯区分	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)																																												
1人世帯	<u>18,400円以内</u>	<u>30,400円以内</u>																																												
2人世帯	<u>23,700円以内</u>	<u>39,500円以内</u>																																												
3人世帯	<u>34,900円以内</u>	<u>54,900円以内</u>																																												
4人世帯	<u>41,800円以内</u>	<u>64,200円以内</u>																																												
5人世帯	<u>52,900円以内</u>	<u>80,800円以内</u>																																												
6人以上の世帯	<u>52,900円に、5人を超える世帯人員1人につき、7,800円を加算した額以内</u>	<u>80,800円に、5人を超える世帯人員1人につき、11,100円を加算した額以内</u>																																												
世帯区分	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)																																												
1人世帯	<u>6,000円以内</u>	<u>9,800円以内</u>																																												
2人世帯	<u>8,100円以内</u>	<u>12,700円以内</u>																																												
3人世帯	<u>12,100円以内</u>	<u>18,000円以内</u>																																												
4人世帯	<u>14,700円以内</u>	<u>21,400円以内</u>																																												
5人世帯	<u>18,600円以内</u>	<u>27,000円以内</u>																																												
6人以上の世帯	<u>18,600円に、5人を超える世帯人員1人につき、2,600円を加算した額以内</u>	<u>27,000円に、5人を超える世帯人員1人につき、3,500円を加算した額以内</u>																																												

救助の方法	支出の限度	用途	適用範囲	期間	備考
医療の給付	1 救護班により医療を受けた場合使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 2 一般の病院又は診療所において医療を受けた場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師(以下「施術者」という。)により医療を受けた場合 協定料金の額以内		1 災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置する。 2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、一般の病院又は診療所(施術者を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。 3 医療は、次の範囲内で行う。 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護	災害発生の日から14日以内	
助産の給付	1 救護班等により助産を受けた場合使用した衛生材料等の実費 2 助産師により助産を受けた場合 償行料金の100分の80以内		災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失った者に対し次の範囲内に行う。 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	分べんした日から7日以内	
災害にかかった者の救出	実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者	災害発生の日から3日以内	
災害にかかった住宅の応急修理	応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対し、1世帯当たり <u>5,74,000</u> 円以内の現物をもって行う。		1 災害のため住家が半壊若しくは半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	災害発生の日から1月以内に完成	
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金として貸与できる場合 1件当たりの生業費30,000円 1件あたりの就職支度費15,000円 生業に必要な資金の貸与についての条件 貸与期間は2年以内で無利子	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用	1 住宅が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 2 生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。	災害発生の日から1月以内に完了	
学用品の給与	1 教科書代 (1) 小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)及び中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費 (2) 高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。) 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品費 (1) 小学校児童1人につき <u>4,400</u> 円 (2) 中学校生徒一人につき <u>4,700</u> 円 (3) 高等学校等生徒一人につき <u>5,100</u> 円	1 教科書 2 文房具 3 通学用品	住宅の全壊、全壊、流失、半壊、半壊又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して現物をもって行う。	災害発生の日から教科書は1月以内、その他の学用品は15日以内	
埋葬	1 体当たり 大人(12歳以上) <u>210,400</u> 円以内 小人(12歳未満) <u>168,300</u> 円以内		災害の際死亡した者について、死体の応急的処理を行うため次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。 1 棺(附属品を含む。) 2 埋葬又は火葬(貸金職員等雇上費を含む。) 3 骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10日以内	

救助の方法	支出の限度	用途	適用範囲	期間	備考
応急救助のための輸送費	実費		応急救助のための輸送費として支出するものは、次に掲げる場合の移送又は輸送とする。 1 災者の避難 2 医療及び助産 3 災者の救出 4 飲料水の供給 5 救済用物資 6 死体の捜索 7 死体の処理	救助の実施が認められる期間	
応急救助のための賃金職員等雇上費	実費		応急救助のための賃金職員等雇上費として支出するものは、次に掲げる場合とする。 1 災者の避難 2 医療及び助産における移送 3 災者の救出 4 飲料水の供給 5 救済用物資の整理、配分及び輸送 6 死体の捜索 7 死体の処理(埋葬を除く。)	救助の実施が認められる期間	
死体の捜索	当該地域における通常の実費	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	
死体の処理	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置費は、1体当たり3,400円以内 2 死体の一時保存費 (1) 既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費 (2) 既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,300円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。 3 検案 当該地域の慣行料金の額以内	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置費 2 死体の一時保存費 3 死体の検案費	1 災害により死亡した者 2 検案は、原則として救護班が行う。	災害発生の日から10日以内	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	1戸当たり <u>135,100円</u> 以内	ロープ、スコープその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等	1 自らの資力では障害物を除去することのできない者 2 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にある者	災害発生の日から10日以内	

職種	種別	日当	旅費及び宿泊料	超過勤務手当
医師及び歯科医師		1人1日当たり <u>20,850円</u> 以内	職員の旅費に関する条例(昭和28年広島県条例第23号)に定める行政職5級の職務相当額	勤務1時間当たりの給与(日当を8で除した額)に、職員の給与に関する条例(昭和26年広島県条例第22号)第15条第1項に規定する割合を乗じて得た額
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士		1人1日当たり <u>15,770円</u> 以内		
保健師、助産師、看護師及び准看護師		1人1日当たり <u>17,710円</u> 以内		
救急救命士		1人1日当たり 14,400円以内		
土木技術者及び建築技術者		1人1日当たり 17,150円以内		
大工		1人1日当たり 20,000円以内		
左官		1人1日当たり 19,000円以内		
とび職		1人1日当たり 20,500円以内		
令第10条第5号から第10号までに規定する者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		



年別(月別)降水量一覽

年別 月別	昭和 30年	42年	51年	58年	平成 12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	
(平均降水量)	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm
1月 (41.0)	26.2	39.3	12.5	38.0	59.5	82.0	47.5	43.0	1.5	9.0	26.0	21.0	51.0	29.5	24.0	4.0	9.0	35.0	30.5	83.0	-	63.0
2月 (61.2)	81.1	18.9	148.0	50.0	34.5	64.0	19.0	51.0	49.0	69.5	81.5	50.5	35.5	109.5	121.5	55.5	101.0	89.5	32.5	30.5		82.5
3月 (109.5)	79.8	192.3	83.5	168.5	150.5	43.5	129.5	91.5	66.0	88.5	83.0	65.5	140.0	89.5	142.5	42.0	127.0	73.5	138.5	125.0		72.0
4月 (128.3)	233.7	271.1	263.5	143.5	105.5	31.5	108.5	202.0	149.0	45.5	223.5	57.5	117.5	93.5	182.5	70.0	107.5	78.5	72.5	159.5		245.0
5月 (152.9)	61.2	65.6	19.0	114.0	101.5	188.0	180.0	149.0	378.5	68.0	239.0	167.0	160.5	29.5	183.0	339.0	44.5	83.5	82.0	96.5		149.0
6月 (226.7)	284.6	112.3	193.5	117.0	136.5	289.0	143.5	146.5	245.0	36.5	299.0	49.5	150.5	148.5	264.5	172.0	204.0	334.0	141.0	213.5		573.5
7月 (227.7)	181.1	448.3	130.0	193.0	86.0	95.0	127.0	352.5	116.0	354.0	290.5	334.0	31.0	594.5	300.5	159.0	320.5	223.5	246.5	93.5		175.0
8月 (97.1)	63.7	15.5	143.5	90.5	17.5	109.5	71.5	152.0	276.0	57.5	87.5	62.0	74.5	52.0	0.0	93.0	144.5	255.0	196.0	294.0		35.5
9月 (152.5)	176.2	5.6	373.0	340.5	148.0	109.5	93.0	40.5	198.0	248.5	157.5	32.0	157.5	74.5	76.5	186.0	34.5	188.5	55.5	201.5		256.5
10月 (83.6)	135.8	124.5	111.0	65.0	79.0	244.5	51.0	9.5	192.0	64.5	15.5	44.0	46.5	51.5	72.0	140.5	61.5	249.0	84.5	83.5		96.0
11月 (65.4)	58.9	100.8	68.0	41.5	90.0	72.5	21.5	152.5	39.5	68.0	76.0	16.5	59.5	140.0	30.5	95.5	101.0	54.5	66.5	151.0		86.0
12月 (35.6)	14.4	18.1	69.5	28.0	28.5	49.0	66.0	31.5	93.5	4.5	57.0	83.5	43.0	28.0	78.0	35.0	86.0	40.5	60.0	96.0		91.0
年間降水量 (1381.3)	1,360.7	1,412.3	1,793.0	1,449.5	1,037.0	1,346.0	1,058.0	1,421.5	1,804.0	1,114.0	1,646.0	983.0	1,067.0	1,439.5	1,475.5	1,391.5	1,341.0	1,705.0	1,206.0	1,627.5		1,925.0

地区名	避難所別	施設名	所在地	電話番号	収容人員	災害種別					
						地	土	津	高	洪	
中央地区	広域避難場所	市民広場	幸町5			○	-	○	-	-	
		中央公園	中央4丁目			○	-	○	-	-	
		二河公園多目的グラウンド	二河町			○	-	○	-	-	
		二河野球場	二河町			○	-	○	-	-	
	一時避難施設	呉駅西共同ビル	宝町1-10			6,410	-	-	③	○	○
		呉中央棧橋ターミナル	宝町4-44			2,610	-	-	③	②	○
		折本マリビル 3号館	宝町4-21	23 - 3117	300	-	-	③	○	○	
		ゆめタウン呉	宝町5-10	23 - 9200	1,060	-	-	③	○	○	
		三菱日立パワーシステムズ(株)呉工場	宝町6-9		720	-	-	③	○	○	
		広島ガス不動産呉ビル	中央1丁目6-26		600	-	-	③	○	○	
		消防局	中央3丁目1-34	26 - 0119	230	-	-	○	○	○	
		蔵本駐車場	中央3丁目11-5		2,730	-	-	③	○	○	
		呉地方合同庁舎(立体駐車場)	中央3丁目9-15		800	-	-	③	○	○	
		呉中央小学校(管理棟, 教室棟)	西中央4丁目10-52	21 - 2947	1,200	-	-	○	○	○	
		両城小学校(第1校舎)	三条2丁目15-12	21 - 4866	110	-	-	③	○	②	
		両城小学校(第2校舎, 第3校舎)	三条2丁目15-12	21 - 4866	160	-	-	③	○	②	
		スーパーOZ	築地町1-16		660	-	-	③	○	○	
	一時避難場所	呉中央小学校グラウンド	西中央4丁目10-52				○	-	○	-	
		呉中央中学校グラウンド	西中央4丁目10-52				○	-	○	-	
		港町小学校グラウンド	海岸3丁目5-30				○	-	○	-	
		呉三津田高等学校グラウンド	山手1丁目5-1				○	-	○	-	
		荘山田小学校グラウンド	東中央3丁目1-23				○	-	○	-	
		長迫小学校グラウンド	長迫町12-5				○	-	○	-	
		東畑中学校グラウンド	東畑2丁目7-38				○	-	○	-	
		片山中学校グラウンド	東片山町13-5				○	-	○	-	
		本通小学校グラウンド	寺本町1-10				○	-	○	-	
		明立小学校グラウンド	伏原2丁目6-38				○	-	○	-	
		両城小学校グラウンド	三条2丁目15-12				○	-	-	-	
		両城中学校グラウンド	両城2丁目22-15				○	-	○	-	
		和庄小学校グラウンド	八幡町10-7				○	-	○	-	
	和庄中学校グラウンド	和庄登町3-18				○	-	○	-		
	拠点避難所	辰川会館(旧辰川小学校(体育館))	東辰川町6-32			190				○	○
		つばき会館	中央6丁目2-9	25 - 3593	250	○	○	○	○	○	
		呉中央小学校(体育館, 教室)	西中央4丁目10-52	21 - 2947	1,310	○	○	○	○	○	
		呉中央中学校(体育館, 教室)	西中央4丁目10-52	21 - 2828	880	○	○	○	○	○	
		港町小学校(体育館, 教室)	海岸3丁目5-30	21 - 3015	610		②			○	
		山手1丁目集会所	山手1丁目23-16		40	○	○	○	○	○	
		長迫小学校(体育館, 教室)	長迫町12-5	22 - 3191	560	○	②	○	○	○	
		東畑中学校(体育館, 教室)	東畑2丁目7-38	21 - 6210	730	○	②	○	○	○	
		片山中学校(体育館, 教室)	東片山町13-5	21 - 4995	580		○			○	
		本通小学校(体育館, 教室)	寺本町1-10	21 - 0005	660	○	○	○	○	○	
		明立小学校(体育館, 教室)	伏原2丁目6-38	21 - 3396	750	○	②	○	○	○	
		両城小学校(体育館, 教室)	三条2丁目15-12	21 - 4866	630	○	○	③	○	②	
		和庄小学校(体育館, 教室)	八幡町10-7	23 - 6688	770	○	○	○	○	○	
	荘山田小学校(体育館, 教室)	東中央3丁目1-23	21 - 3295	760	○	②	○	○	○		
	準拠点避難所	スポーツ会館	二河町1-8	22 - 1264	390	○	○	○	○	○	
		呉市体育館	中央4丁目1-1	25 - 3475	840		○			○	
呉三津田高等学校(体育館)		山手1丁目5-1	22 - 7788	750	○	○	○	○	○		
中央図書館		中央3丁目10-3	21 - 3014	80	○	○	③	○	○		
畑老人集会所		東畑2丁目4-35	25 - 9584	70		○			○		
福祉会館		中央5丁目12-21	23 - 1181	170	○	○	○	○	○		
両城中学校(体育館, 教室)		両城2丁目22-15	21 - 4661	630	○	○	○	○	○		
和庄中学校(体育館, 教室)		和庄登町3-18	21 - 6631	710		②			○		
福祉避難所	介護老人保健施設 かがわ	本通2丁目8-16	22 - 3420								
	呉ベタニアホーム	本通4丁目3-21	26 - 8844								

- 「地」は地震災害, 「土」は土砂災害, 「津」は津波水害, 「高」は高潮水害, 「洪」は洪水水害を示す。
- 災害種別欄の○印は, 避難に適切であることを示し, また, ○内の数値は階数を示し, その階数以上の階への避難することを示す。
- 表中に○印が付されていなくても, 被害の状況によって安全であると認められる場合には, 避難所として開設できるものとする。
- 地震災害欄の空白は, 耐震性が不明または, 耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第, 避難可能施設として○印に変更する。

地区名	避難所別	施設名	所在地	電話番号	収容人員	災害種別				
						地	土	津	高	洪
中央地区	福祉避難所	介護老人保健施設 メディケア・くれ	中央2丁目6-20	25 - 8100						
		介護老人保健施設 ほほえみ呉中央	中央5丁目1-6	32 - 5678						
		介護老人保健施設 グリーン三条	三条1丁目3-14	23 - 0303						
		介護老人保健施設 呉中央コスモス園	西中央3丁目6-7	32 - 7100						
		嶺南荘	東畑2丁目2-18	21 - 3197						
	準福祉避難所	二川まちづくりセンター	築地町3-1	21 - 3961	190	○	○		②	○
	地域避難所	三条集会所	三条3丁目7-13		50	○	○	③	○	②
		山の手会館	山手2丁目2-1-101	21 - 9126	70				○	○
		新宮町自治会館	新宮町13-5		30	○	○	○	○	○
		正円寺	海岸1丁目2-13	21 - 5457	30		○		○	○
		川原石集会所	海岸2丁目5-8		40		○		○	○
		惣付ふれあい集会所	西惣付町12-26		30	○		○	○	○
		東愛宕アパート集会所	東愛宕町1-1		30				○	○
		内神自治会館	内神町16-6		10				○	○
明西寺		三条3丁目8-9	25 - 3713	40	○	○	○	○		
和庄集会所		本町22-4		40		○		○	○	
吉浦地区	広域避難場所	吉浦運動場	吉浦西城町16			○	-	○	-	-
	一時避難場所	吉浦小学校グラウンド	吉浦中町2丁目6-5			○	-	○	-	-
		吉浦中学校グラウンド	狩賀賀町8-6			○	-	○	-	-
		(旧)落走小学校グラウンド	汐見町10-25			○	-	○	-	-
	拠点避難所	吉浦小学校(体育館, 教室)	吉浦中町2丁目6-5	31 - 7042	940	○	②	○	○	○
	準拠点避難所	吉浦中学校(体育館, 教室)	狩賀賀町8-6	31 - 7570	800	○	②	○	○	○
		海上保安大学校(講堂兼体育館)	若葉町5-1	21 - 4961	1,000	○	○	○	○	○
	福祉避難所	特別養護老人ホーム かるが	狩賀賀町3-16	20 - 3601						
	準福祉避難所	吉浦まちづくりセンター	吉浦東本町1丁目7-23	31 - 7540	180	○	○	③	②	○
	地域避難所	吉浦集会所	吉浦本町3丁目11-35		60		②		○	○
		勝法寺	吉浦東町1-14	31 - 7820	30		○			○
		誓光寺	吉浦中町2丁目8-30	31 - 7203	250				○	○
		落走集会所	長谷町22-4		10				○	○
		落走自治会館	汐見町12-8		20				○	○
警固屋地区	広域避難場所	警固屋公園多目的広場	警固屋2丁目			○	-	○	-	-
	一時避難場所	(旧)鍋小学校グラウンド	的場4丁目1-1			○	-	○	-	-
		警固屋小学校グラウンド	警固屋7丁目5-1			○	-		-	-
		警固屋中学校グラウンド	警固屋7丁目4-1			○	-		-	-
	拠点避難所	警固屋体育館	警固屋2丁目222	28 - 0200	750	○	○	○	○	○
		警固屋中学校(体育館, 教室)	警固屋7丁目4-1	28 - 0914	570	○	②	③	○	○
	準拠点避難所	警固屋小学校(体育館, 教室)	警固屋7丁目5-1	28 - 0011	520	○	②	③	○	○
	福祉避難所	初音の家	警固屋1丁目17-1	28 - 2008						
		養護老人ホーム 呉清光園	警固屋1丁目17-15	28 - 0901						
		特別養護老人ホーム 常楽園	警固屋9丁目1-1	28 - 0370						
		養護老人ホーム 呉保生院	警固屋9丁目1-38	20 - 2066						
	準福祉避難所	警固屋まちづくりセンター	警固屋2丁目222	28 - 0200	660	○	○	○	○	○
	地域避難所	みはらし荘	警固屋8丁目17-1	28 - 3137	730		○		○	○
		警固屋9丁目アパート集会所	警固屋9丁目7		20				○	○
見晴説教場		見晴2丁目5-57		450		○		○	○	
法見寺		警固屋5丁目9-8	28 - 0358	90				○	○	
法正寺		的場3丁目7-12	28 - 0329	60				○	○	
満行寺		警固屋4丁目11-5	28 - 1902	50				○	○	
警固屋集会所(警固屋支所)		警固屋6丁目3-15	28 - 0406	70	○	○		○	○	
阿賀地区	一時避難施設	阿賀小学校(校舎)	阿賀南2丁目1-1	72 - 0033	420	-	-	③	②	○
		広島県呉高等技術専門校(管理棟, 実習棟)	阿賀中央5丁目11-17	71 - 8816	490	-	-	③	②	○
		阿賀駅前駐車場	阿賀中央6丁目2-3		380	-	-	③	②	○
		広島文化学園大学 阿賀キャンパス(本館)	阿賀南2丁目10-3	74 - 6000	1,730	-	-	③	②	○
		広島県豊栄住宅	阿賀南1丁目7-37		970	-	-	③	②	○
		阿賀駅前複合ビル西棟(駐車場)	阿賀中央6丁目2-11		840	-	-	③	②	○

- 「地」は地震災害、「土」は土砂災害、「津」は津波水害、「高」は高潮水害、「洪」は洪水水害を示す。
- 災害種別欄の○印は、避難に適合していることを示し、また、○内の数値は階数を示し、その階数以上の階への避難することを示す。
- 表中に○印が付されていなくても、被害の状況によって安全であると認められる場合には、避難所として開設できるものとする。
- 地震災害欄の空白は、耐震性が不明または、耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第、避難可能施設として○印に変更する。

地区名	避難所別	施設名	所在地	電話番号	収容人員	災害種別				
						地	土	津	高	洪
阿賀地区	一時避難場所	(旧)延崎小学校グラウンド	阿賀南6丁目4-28			○	-	○	-	-
		(旧)大入小学校グラウンド	阿賀南8丁目8-20			○	-	○	-	-
		阿賀小学校グラウンド	阿賀南2丁目1-1			○	-	-	-	-
		国立呉工業高等専門学校グラウンド	阿賀南2丁目2-11			○	-	-	-	-
		広島文化学園大学 阿賀キャンパスグラウンド	阿賀南2丁目10-3			○	-	-	-	-
		阿賀中学校グラウンド	阿賀中央5丁目14-16			○	-	-	-	-
		呉高等学校グラウンド	阿賀中央5丁目13-56			○	-	-	-	-
		原小学校グラウンド	阿賀北4丁目3-16			○	-	○	-	-
	拠点避難所	(旧)延崎小学校(体育館)	阿賀南6丁目4-28	71-8021	150		②		○	○
		(旧)大入小学校(教室)	阿賀南8丁目8-20		160		②		○	○
		阿賀小学校(体育館, 教室)	阿賀南2丁目1-1	72-0033	1,210	○	○	③	②	○
		原小学校(体育館, 教室)	阿賀北4丁目3-16	71-7756	700	○	②	○	○	○
	準拠点避難所	阿賀中学校(体育館, 教室)	阿賀中央5丁目14-16	71-3304	850	○	○		②	○
		呉工業高等学校(体育館)	阿賀北2丁目10-1	71-2177	300		②		○	○
		呉高等学校(体育館, 教室)	阿賀中央5丁目13-56	72-5577	1,120	○	○		②	○
		呉南特別支援学校(屋内運動場)	阿賀中央5丁目13-71	71-8263	325	○	○			○
		広島文化学園大学 阿賀キャンパス(体育館)	阿賀南2丁目10-3		420	○	○	③	②	○
	福祉避難所	介護老人保健施設 なごみ	阿賀北1丁目14-15	74-7531						
		介護老人保健施設 あおやま	阿賀北6丁目15-30	76-3311						
		ケアハウス 花みずき	阿賀北3丁目4-11	76-5710						
		介護老人保健施設 阿賀コスモス園	阿賀南3丁目7-1	73-7300						
	準福祉避難所	阿賀まちづくりセンター	阿賀中央6丁目2-16	71-9077	320	○	②	③	②	○
	地域避難所	阿賀集会所	阿賀南3丁目12-2		40		○		②	○
		冠崎集会所	阿賀南9丁目30-26	28-1443	20	○	○	○	○	○
		冠崎説教場	阿賀南9丁目14-17	28-1845	40				○	○
		称名寺	阿賀中央9丁目8-2	72-8072	40	○		○	○	○
		情島小学校(校舎)	阿賀町12973		20	○		○	○	○
		西光寺	阿賀中央8丁目2-6	71-7632	40				○	○
		大誠寺	阿賀南8丁目17-13	71-5560	60				○	○
		大入老人集会所	阿賀南8丁目15-13	73-2591	30		②		②	○
	広地区	広域避難場所	広公園	広大新開1丁目7			○	-	-	-
	広地区 (西部)	一時避難施設	東消防署・防災センター	広古新開2丁目1-9	74-0119	940	-	-	③	○
横路小学校(南校舎)			広横路4丁目1-9	71-7837	580	-	-	③	○	③
横路小学校(北校舎)			広横路4丁目1-9	71-7837	460	-	-	③	○	③
横路中学校(校舎)			広横路4丁目9-15	71-7827	720	-	-	③	○	③
横路中学校(西校舎)			広横路4丁目9-15	71-7827	640	-	-	③	○	③
広島国際大学呉キャンパス1号館			広古新開5丁目1-1	73-8987	7,080	-	-	③	○	○
広島国際大学呉キャンパス2号館			広古新開5丁目1-1	73-8987	7,770	-	-	③	○	○
広島国際大学呉キャンパス3号館			広古新開5丁目1-1	73-8987	2,680	-	-	③	○	○
広島国際大学呉キャンパス4号館			広古新開5丁目1-1	73-8987	760	-	-	③	○	○
広島国際大学呉キャンパス5号館			広古新開5丁目1-1	73-8987	2,230	-	-	③	○	○
広島国際大学呉キャンパス6号館			広古新開5丁目1-1	73-8987	3,930	-	-	③	○	○
クリーンセンターくれ			広多賀谷3丁目9-3		2,550	-	-	③	②	○
ゴッド・広中央パーキング		広文化町1-6		3,090	-	-	③	○	○	
一時避難場所		横路小学校グラウンド	広横路4丁目1-9			○	-	-	-	-
		横路中学校グラウンド	広横路4丁目9-15			○	-	-	-	-
		呉商業高等学校グラウンド	広古新開4丁目1-1			○	-	-	-	-
		広島国際大学呉キャンパスグラウンド	広古新開5丁目1-1			○	-	-	-	-
拠点避難所		横路小学校(体育館, 教室)	広横路4丁目1-9	71-7837	1,200	○	○	③	○	③
		横路中学校(体育館, 教室)	広横路4丁目9-15	71-7827	800	○		③	○	③
準拠点避難所		呉商業高等学校(体育館)	広古新開4丁目1-1	72-2525	390	○	○	○	○	○
		広島国際大学呉キャンパス(体育館)	広古新開5丁目1-1	73-8987	1,300		○		○	○
福祉避難所		特別養護老人ホーム 延寿荘	広町中横路2445	71-6776						
準福祉避難所	広まちづくりセンター	広古新開2丁目1-3	71-2151	1,160	○	○	③	○	○	

- 「地」は地震災害、「土」は土砂災害、「津」は津波水害、「高」は高潮水害、「洪」は洪水水害を示す。
- 災害種別欄の○印は、避難に適切であることを示し、また、○内の数値は階数を示し、その階数以上の階への避難することを示す。
- 表中に○印が付されていなくても、被害の状況によって安全であると認められる場合には、避難所として開設できるものとする。
- 地震災害欄の空白は、耐震性が不明または、耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第、避難可能施設として○印に変更する。

地区名	避難所別	施設名	所在地	電話番号	収容人員	災害種別				
						地	土	津	高	洪
広地区 (西部)	地域避難所	南横路自治会館	広横路2丁目1-5		10				○	
		教法寺	広古新開6丁目17-27	71-0297	30		○		○	○
		広西集会所	広横路4丁目1-47		60	○	○	○	○	
広地区 (東部)	一時避難施設	広小学校(第一校舎)	広杭本町3-1	71-9337	610	-	-	③	○	○
		広小学校(第二校舎)	広杭本町3-1	71-9337	310	-	-	③	○	○
		広小学校(第三校舎)	広杭本町3-1	71-9337	760	-	-	③	○	○
		白岳小学校(校舎)	広駅前1丁目6-1	71-8094	240	-	-	③	○	○
		白岳小学校(東西校舎)	広駅前1丁目6-1	71-8094	240	-	-	③	○	○
		白岳中学校(校舎)	広駅前2丁目11-1	74-2121	290	-	-	③	○	○
		白岳中学校(特別教室)	広駅前2丁目11-1	74-2121	100	-	-	③	○	○
	一時避難場所	オークアリーナ(駐車場)	広大新開1丁目7-1				○	-	-	-
		広高等学校グラウンド	広大新開3丁目6-44				○	-	-	-
		広小学校グラウンド	広杭本町3-1				○	-	-	-
		広中央中学校グラウンド	広吉松2丁目15-1				○	-	○	-
		白岳小学校グラウンド	広駅前1丁目6-1				○	-	-	-
		白岳中学校グラウンド	広駅前2丁目11-1				○	-	-	-
	拠点避難所	広小学校(体育館, 教室)	広杭本町3-1	71-9337	1,100	○	○	③	○	○
		広中央中学校(体育館, 教室)	広吉松2丁目15-1	71-8524	1,010	○		○	○	○
		白岳小学校(体育館, 教室)	広駅前1丁目6-1	71-8094	1,390	○	○	③	○	○
		白岳中学校(体育館, 教室)	広駅前2丁目11-1	74-2121	890	○	○	③	○	○
	準拠点避難所	オークアリーナ	広大新開1丁目7-1	74-0909	2,760	○	○		○	○
		広会館	広白岳3丁目6-34	73-0491	180		○		○	○
	福祉避難所	介護老人保健施設 パナケイア	広白石4丁目7-22	70-0556						
		特別養護老人ホーム 成寿園	広町字白石免田13010	71-7171						
		介護老人保健施設 成寿園	広町字白石免田13012	71-8500						
	地域避難所	広中央老人集会所	広大新開1丁目2-27	72-1911	120		○		○	○
		広白岳3丁目自治会館	広白岳3丁目11-18		50				○	○
普通寺支坊		広中新開2丁目2-10	71-7360	260	○	○	○	○	○	
日新製鋼白岳寮		広両谷1丁目1-46	71-7614	900		○		○	○	
広地区 (南部)	一時避難場所	(旧)小坪小学校グラウンド	広小坪1丁目24-1			○	-	-	-	
		広南小学校グラウンド	広長浜4丁目1-26			○	-	-	-	
		広南中学校グラウンド	広長浜4丁目1-9			○	-	-	-	
	拠点避難所	(旧)小坪小学校(体育館)	広小坪1丁目24-1		260		○		○	○
		広南小学校(体育館, 教室)	広長浜4丁目1-26	71-7965	430	○	○	③	②	○
	準拠点避難所	広南中学校(体育館, 教室)	広長浜4丁目1-9	71-7920	520	○	○	③	②	○
	地域避難所	広津久茂自治会館	広津久茂町7-8		30				○	○
		住蓮寺	広長浜3丁目8-31	71-7673	130				○	○
		小坪集会所	広小坪1丁目40-6		30	○		○	○	○
		専徳寺	広長浜3丁目13-21	71-7926	230				○	○
		長浜老人集会所	広長浜2丁目1-17		50		○		②	○
		東小坪自治会館	広小坪2丁目1-1		40	○	○	○	○	○
		名田説教場	広名田2丁目8-8		60				○	○
広地区 (北部)	一時避難場所	三坂地小学校グラウンド	広中迫町4-1			○	-	○	-	
	拠点避難所	三坂地小学校(体育館, 教室)	広中迫町4-1	71-7054	820	○	○	○	○	
広地区 (北部)	地域避難所	石内老人集会所	広石内2丁目8-7		60		②		○	
		広北ふれあい集会所	広塩焼1丁目2-29		50	○	②	○	○	
仁方地区	一時避難施設	徳丸自治会館	広徳丸町11-17		20			○	○	
		仁方中学校(校舎)	仁方棧橋通16-8	79-1177	630	-	-	③	②	
	一時避難場所	仁方小学校グラウンド	仁方本町1丁目6-6			○	-	-	-	
		仁方中学校グラウンド	仁方棧橋通16-8			○	-	-	-	
	拠点避難所	皆実会館	仁方皆実町1-11	79-5542	180		②		○	
		仁方小学校(体育館, 教室)	仁方本町1丁目6-6	79-5040	910	○	○	③	②	
		仁方中学校(体育館, 教室)	仁方棧橋通16-8	79-1177	580	○	○	③	②	
福祉避難所	仁風園	仁方西神町35-11	79-5553							

- 「地」は地震災害、「土」は土砂災害、「津」は津波災害、「高」は高潮災害、「洪」は洪水災害を示す。
- 災害種別欄の○印は、避難に適切であることを示し、また、○内の数値は階数を示し、その階数以上の階への避難することを示す。
- 表中に○印が付されていない場合、被害の状況によって安全であると認められる場合には、避難所として開設できるものとする。
- 地震災害欄の空白は、耐震性が不明または、耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第、避難可能施設として○印に変更する。

地区名	避難所別	施設名	所在地	電話番号	収容人員	災害種別					
						地	土	津	高	洪	
仁方地区	福祉避難所	障害者支援施設 仁方	仁方町戸田4407	70 - 2222							
	準福祉避難所	仁方まちづくりセンター	仁方本町1丁目6-11	79 - 6914	260	○	○	○	②	○	
	地域避難所	戸田自治会館	仁方町戸田4060-1			40				○	○
		実相院	仁方西神町7-9	79 - 5805		30		○		○	○
		八岩華神社	仁方西神町26-2	79 - 0051		40				○	○
		神町自治会館	仁方西神町34-1			30				○	○
		浄徳寺	仁方中筋町1-2	79 - 6060		150				○	○
		中筋自治会館	仁方中筋町21			30	○			○	○
		仁方大歳自治会館	仁方大歳町20-37	79 - 2220		40	○			○	○
		仁方老人集会所	仁方棧橋通3-5			130				○	○
大東自治会館	仁方本町1丁目4-20			30	○	○			○		
東側自治会館	仁方本町1丁目17-1	79 - 0559		50					○		
宮原地区	一時避難場所	宮原小学校グラウンド	宮原4丁目8-1				○	-	○	-	
		宮原中学校グラウンド	船見町1-1				○	-	○	-	
		呉宮原高等学校グラウンド	宮原3丁目1-1					○	-	○	-
		清水ヶ丘高等学校グラウンド	青山町2-1					○	-	○	-
		坪内小学校グラウンド	宮原12丁目13-1					○	-	○	-
	拠点避難所	宮原小学校(体育館, 教室)	宮原4丁目8-1	23 - 1881	640	○	②	○	○	○	
		宮原中学校(体育館, 教室)	船見町1-1	21 - 1468	670	○	②	○	○	○	
		坪内小学校(体育館, 教室)	宮原12丁目13-1	21 - 3192	570	○	②	○	○	○	
	準拠点避難所	呉宮原高等学校(体育館)	宮原3丁目1-1	21 - 9306	130	○	②	○	○	○	
		清水ヶ丘高等学校(体育館)	青山町2-1	23 - 1520	540					○	
	福祉避難所	ときわ呉	宮原13丁目2-12	32 - 3777							
	準福祉避難所	宮原まちづくりセンター	宮原7丁目4-21	22 - 1016	60	○	②	○	○	○	
	地域避難所	休谷ホーム	宮原1丁目5-26		60	○	②	○	○	○	
		宮原集会所(宮原支所)	宮原4丁目10-1	24 - 2235	40					○	
正圓寺		宮原5丁目7-29	21 - 4677	30					○		
	坪ノ内アパート集会所	坪ノ内町10		30	○				○		
天応地区	一時避難施設	天応小学校(校舎)	天応大浜2丁目1-64	38 - 7584	460	-	-	③	②	○	
	一時避難場所	天応小学校グラウンド	天応大浜2丁目1-64				○	-		-	
		天応中学校グラウンド	天応東久保2丁目7-1					○	-	○	-
	拠点避難所	天応中学校(体育館, 教室)	天応東久保2丁目7-1	38 - 7545	530	○	②	○	○	○	
	準拠点避難所	天応小学校(体育館, 教室)	天応大浜2丁目1-64	38 - 7584	580	○	○	③	②	○	
	福祉避難所	ライフサポートてんのう	天応南町15-35	30 - 0212							
	準福祉避難所	天応まちづくりセンター	天応宮町4-15	38 - 7313	310	○	○	○	②	○	
	地域避難所	天応ふれあい集会所	天応宮町4-22		10	○	○	○	②	○	
		天応西いきいきライフホーム	天応伝十原町15-1		50					○	
		大西自治会館	天応西条3丁目25-65		10					○	
福浦集会所		天応福浦町12-37		60					○		
昭和地区	広域避難場所	焼山公園	焼山町				○	-	○	-	
		野外活動センター	焼山町字山の神598				○	-	○	-	
	一時避難場所	昭和市民センター駐車場	焼山中央2丁目8-12					○	-	○	-
		昭和西小学校グラウンド	焼山宮ヶ迫1丁目3-1					○	-	○	-
		昭和中央小学校グラウンド	焼山中央4丁目1-1					○	-	○	-
		昭和中学校グラウンド	焼山中央6丁目9-1					○	-	○	-
		(旧)昭和東小学校グラウンド	苗代町字八幡野39-2					○	-	○	-
		昭和南小学校グラウンド	焼山此原町14-1					○	-	○	-
		昭和北小学校グラウンド	焼山本庄1丁目6-1					○	-	○	-
	昭和北中学校グラウンド	焼山泉ヶ丘2丁目11-1					○	-	○	-	
	拠点避難所	昭和西小学校(体育館, 教室)	焼山宮ヶ迫1丁目3-1	33 - 0414	1,000	○	○	○	○	○	
		昭和中央小学校(体育館, 教室)	焼山中央4丁目1-1	33 - 0611	1,170	○	○	○	○	○	
		(旧)昭和東小学校(体育館, 教室)	苗代町字八幡野39-2		480	○	○	○	○	○	
		昭和南小学校(体育館, 教室)	焼山此原町14-1	33 - 7473	680	○	②	○	○	○	
		昭和中学校(体育館, 教室)	焼山中央6丁目9-1	33 - 0311	970	○	○	○	○	○	
		昭和北中学校(体育館, 教室)	焼山泉ヶ丘2丁目11-1	33 - 9610	980	○	②	○	○	○	
準拠点避難所	昭和体育館	焼山中央2丁目8-12	33 - 0011	430	○	○	○	○	○		
	呉昭和高等学校(体育館)	焼山町山の神	33 - 9557	410	○				○		
	昭和北小学校(体育館, 教室)	焼山本庄1丁目6-1	33 - 8910	1,130	○	○	○	○	○		
	呉特別支援学校(体育室)	焼山北3丁目22-1	33 - 0300	308	○	○	○	○	○		

- 「地」は地震災害、「土」は土砂災害、「津」は津波災害、「高」は高潮災害、「洪」は洪水災害を示す。
- 災害種別欄の○印は、避難に適応していることを示し、また、○内の数値は階数を示し、その階数以上の階への避難することを示す。
- 表中に○印が付されていなくても、被害の状況によって安全であると認められる場合には、避難所として開設できるものとする。
- 地震災害欄の空白は、耐震性が不明または、耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第、避難可能施設として○印に変更する。

地区名	避難所別	施設名	所在地	電話番号	収容人員	災害種別				
						地	土	津	高	洪
昭和地区	福祉避難所	特別養護老人ホーム 温養院	焼山中央6丁目6-13	33-3858						
		特別養護老人ホーム コスモス園	焼山北3丁目21-5	33-8000						
		介護老人保健施設 コスモス園	焼山北3丁目171-4	33-4000						
		呉広風園	焼山北3丁目21-2	33-3177						
		特別養護老人ホーム 後楽荘	焼山町字打田623	34-1388						
	準福祉避難所	特別養護老人ホーム 栃ノ木荘	栃原町中倉150-2	34-2755						
		昭和まちづくりセンター	焼山中央2丁目8-12	33-0011	310	○	○	○	○	○
	地域避難所	昭和東まちづくりセンター	苗代町字八幡野39-2	34-0345	120		○		○	○
		円福寺	焼山西3丁目19-14	33-0103	150		○		○	○
		押込集会所	押込3丁目5-2		50	○	○	○	○	○
		呉二河峡ゴルフセンター	焼山松ヶ丘2丁目1-1	33-0088	160				○	○
		桜ヶ丘老人集会所	焼山桜ヶ丘2丁目6-5	33-1165	60				○	○
		昭和西ふれあい集会所	焼山西3丁目4-3	34-4399	50	○	○	○	○	○
		昭和中央集会所	焼山中央4丁目4-18		50	○	○	○	○	○
		昭和南いきいきライフホーム	焼山ひばりヶ丘町19-28		40				○	○
		神山集会所	神山1丁目19-29		40	○			○	○
		第3団地老人集会所	焼山東2丁目2-6	33-2760	110				○	○
道心寺礼拝堂	押込6丁目3-2	34-0220	70				○	○		
栃原自治会館	栃原町西谷683-1		40	○		○	○	○		
苗代自治会館	苗代町字岡ノ台544-2		30	○	○	○	○	○		
郷原地区	広域避難場所	グリーンヒル郷原	郷原野路の里2丁目3-1			○	-	○	-	
		総合スポーツセンター	郷原町ワラヒノ山			○	-	○	-	
	一時避難場所	郷原小学校グラウンド	郷原町1584-1			○	-	○	-	
		郷原中学校グラウンド	郷原町1706			○	-	○	-	
	拠点避難所	郷原小学校(体育館, 教室)	郷原町1584-1	77-0018	940	○	○	○	○	
		郷原中学校(体育館, 教室)	郷原町1706	77-0014	740	○		○	○	
		郷原中学校(1階図書室)	郷原町1706	77-0014	10	○	○	○	○	
	福祉避難所	生活介護センター たまご	郷原町1943	70-3737						
		野呂山学園	郷原町2380-181	77-0111						
		デイセンター のろさん	郷原町2380-181	77-1717						
特別養護老人ホーム 郷原の里		郷原町1882-12	77-1558							
準福祉避難所	特別養護老人ホーム あすらや荘	郷原町2380	77-0949							
	郷原まちづくりセンター	郷原町字飛垣内1585-8	77-0005	420	○	○	○	○		
地域避難所	グリーンヒル郷原	郷原野路の里2丁目3-1	77-1025	410	○	②	○	○		
	浄光寺	郷原町1912	77-0015	50		○		○		
下蒲刈地区	一時避難場所	下蒲刈小学校グラウンド	下蒲刈町下島3484-3			○	-	-	-	
		下蒲刈中学校グラウンド	下蒲刈町下島2119			○	-	○	-	
	拠点避難所	下蒲刈小学校(体育館, 教室)	下蒲刈町下島3484-3	65-2290	630	○	②	③	②	
		下蒲刈中学校(体育館, 教室)	下蒲刈町下島2119	65-2024	970	○	②	○	②	
	準拠点避難所	下蒲刈市民センター	下蒲刈町下島2361-7	65-2311	40	○	○	○	○	
	準福祉避難所	下蒲刈まちづくりセンター	下蒲刈町下島1628-1	65-2027	310	○	②	③	○	
地域避難所	下蒲刈農村環境改善センター	下蒲刈町下島1730	65-2027	190	○			○		
	正念寺	下蒲刈町下島3314-2	65-2263	10		②		②		
大地蔵集会所	下蒲刈町下島3290-3	65-2153	40	○			○			
川尻地区	広域避難場所	川尻グラウンド	川尻町東2丁目			○	-	-	-	
	一時避難施設	川尻中学校(校舎)	川尻町西1丁目23-47	87-2072	400	-	-	③	○	
	一時避難場所	川尻小学校グラウンド	川尻町久俊1丁目5-24			○	-	○	-	
		川尻中学校グラウンド	川尻町西1丁目23-47			○	-	-	-	
	拠点避難所	川尻小学校(体育館, 教室)	川尻町久俊1丁目5-24	87-2170	1,070	○	②	○	○	
		川尻中学校(体育館, 教室)	川尻町西1丁目23-47	87-2072	1,040	○	○	③	○	
	福祉避難所	特別養護老人ホーム 恵みの海	川尻町西6丁目10-1	87-0280						
準福祉避難所	川尻まちづくりセンター	川尻町東1丁目1-21	87-3311	990	○	○	③	○		
地域避難所	かわじり中央会館	川尻町東1丁目8-15	87-2311	200		○		○		
音戸地区	広域避難場所	大浦崎スポーツセンター	音戸町波多見6丁目20-1			○	-	-	-	
		(旧)奥内小学校グラウンド	音戸町畑3丁目27-1			○	-	-	-	
	一時避難場所	音戸高等学校グラウンド	音戸町北隠渡1丁目1-1			○	-	○	-	
		音戸小学校グラウンド	音戸町南隠渡1丁目12-6			○	-	-	-	
音戸中学校グラウンド	音戸町南隠渡4丁目15-1			○	-	○	-			

1. 「地」は地震災害、「土」は土砂災害、「津」は津波水害、「高」は高潮水害、「洪」は洪水水害を示す。

2. 災害種別欄の○印は、避難に適応していることを示し、また、○内の数値は階数を示し、その階数以上の階への避難することを示す。

3. 表中に○印が付されていなくても、被害の状況によって安全であると認められる場合には、避難所として開設できるものとする。

4. 地震災害欄の空白は、耐震性が不明または、耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第、避難可能施設として○印に変更する。

地区名	避難所別	施設名	所在地	電話番号	収容人員	災害種別				
						地	土	津	高	洪
音戸地区	一時避難場所	音戸西中学校グラウンド	音戸町渡子3丁目16-1			○	-	○	-	-
		(旧)早瀬小学校グラウンド	音戸町早瀬1丁目8-15			○	-		-	-
		(旧)田原小学校グラウンド	音戸町田原2丁目3-1			○	-		-	-
		(旧)渡子小学校グラウンド	音戸町渡子2丁目23-1			○	-		-	-
		波多見小学校グラウンド	音戸町波多見9丁目11-1			○	-		-	-
	拠点避難所	明德中学校グラウンド	音戸町藤脇1丁目30-1				○	-	○	-
		(旧)奥内小学校(体育館)	音戸町畑3丁目27-1			140		○		○
		音戸小学校(体育館,教室)	音戸町南隠渡1丁目12-6	51-2712	570	○	○	③	②	○
		音戸中学校(体育館,教室)	音戸町南隠渡4丁目15-1	51-2731	630	○	○	○	○	○
		早瀬パブリックセンター	音戸町早瀬2丁目53-1	56-1482	140	○	○		○	○
		波多見小学校(体育館,教室)	音戸町波多見9丁目11-1	51-2713	760	○	○	③	○	○
	準拠点避難所	明德中学校(体育館,教室)	音戸町藤脇1丁目30-1	56-0303	570	○	②	○	○	○
		音戸高等学校(体育館)	音戸町北隠渡1丁目1-1	51-2235	510	○		○	○	○
	福祉避難所	大浦崎体育館(大浦崎スポーツセンター)	音戸町波多見6丁目20-1	51-2325	500	○	○	○	○	○
		特別養護老人ホーム あかさき園	音戸町畑1丁目2-51	56-2555						
		ルネッサンス・デイサービス音戸	音戸町畑3丁目20-36	56-1200						
		夕霧の家	音戸町畑3丁目20-36	56-1202						
		朝顔の家	音戸町畑3丁目20-36	56-1230						
	準福祉避難所	老人保健施設 さざなみ苑	音戸町高須3丁目7-15	50-0688						
		音戸まちづくりセンター	音戸町南隠渡1丁目7-1	51-3322	210	○	○	③	○	○
	地域避難所	せとぎん会館	音戸町鰯浜2丁目4-21		60	○	②		②	○
		引地区集会所	音戸町引地1丁目4-18		20	○	○			○
		高須集会所	音戸町高須2丁目3-44		80		○		○	○
		先奥区自治会館	音戸町先奥2丁目3-29		30		○		②	○
		大浦崎会館(大浦崎スポーツセンター)	音戸町波多見6丁目20-1	51-2325	110	○	○		○	○
		坪井区自治会館	音戸町坪井2丁目7-11		30		○		○	○
		田原保健福祉活動センター	音戸町田原2丁目3-16	51-2079	70	○	○		○	○
		渡子区自治会館(旧渡子小学校)	音戸町渡子2丁目23-1		230	○			○	○
		藤脇憩いの家	音戸町藤脇2丁目8-2		50		○		○	○
		南隠渡区集会所	音戸町南隠渡1丁目4-26	52-0152	60		○		②	○
		波多見コミュニティセンター	音戸町波多見2丁目17-1	52-0048	370	○	○		○	○
		畑区自治会館	音戸町畑1丁目27-31	56-2200	40		○		○	○
		北隠渡区集会所	音戸町北隠渡1丁目7-15		60	○	○		②	○
		有清区自治会館	音戸町有清1丁目23-26		30		○		○	○
		倉橋地区	一時避難場所	宇和木社会教育施設グラウンド	倉橋町5926-2			○	-	
	鹿島社会教育施設グラウンド			倉橋町18733			○	-	○	-
	鹿老渡社会教育施設グラウンド			倉橋町16537			○	-		-
	須川社会教育施設グラウンド			倉橋町3301-4			○	-		-
	倉橋小中学校グラウンド			倉橋町383-2			○	-	○	-
	(旧)倉橋小学校グラウンド			倉橋町963			○	-	○	-
(旧)倉橋西中学校グラウンド	倉橋町1313					○	-	○	-	
(旧)倉橋東小学校グラウンド	倉橋町11161-1					○	-		-	
(旧)倉橋東中学校グラウンド	倉橋町12612					○	-		-	
(旧)尾立小学校グラウンド	倉橋町10003					○	-	○	-	
明德小学校グラウンド	倉橋町7490				○	-		-		
拠点避難所	倉橋小中学校(体育館,教室)		倉橋町383-2	小:53-0011 中:53-0019	1,040	○	②	○	○	○
	(旧)倉橋小学校(体育館,教室)		倉橋町963		520		○		○	○
	(旧)倉橋東小学校(体育館)		倉橋町11161-1		170		○		○	○
	明德小学校(体育館,教室)		倉橋町7490	56-0205	450	○	○	③	○	○
準拠点避難所	鹿島社会教育施設		倉橋町18733		220					○
	鹿老渡社会教育施設		倉橋町16537		90		○			○
	倉橋体育館		倉橋町539-1	53-0082	730	○	②	○	○	○

- 「地」は地震災害、「土」は土砂災害、「津」は津波水害、「高」は高潮水害、「洪」は洪水水害を示す。
- 災害種別欄の○印は、避難に適切であることを示し、また、○内の数値は階数を示し、その階数以上の階への避難することを示す。
- 表中に○印が付されていなくても、被害の状況によって安全であると認められる場合には、避難所として開設できるものとする。
- 地震災害欄の空白は、耐震性が不明または、耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第、避難可能施設として○印に変更する。



地区名	避難所別	施設名	所在地	電話番号	収容人員	災害種別				
						地	土	津	高	洪
倉橋地区	福祉避難所	ルネッサンス瀬戸内	倉橋町2638-3	50 - 3333						
		常夏の家	倉橋町石持154-1	50 - 2112						
		蛍の家	倉橋町石持154-1	50 - 2122						
		特別養護老人ホーム たちばな苑	倉橋町14649	54 - 1515						
		障害者支援施設 倉橋の里	倉橋町5364-2	53 - 2700						
	準福祉避難所	倉橋まちづくりセンター釣士田分館	倉橋町7529	56 - 1880	50		②		○	○
		倉橋まちづくりセンター	倉橋町431	53 - 0577	20	○	②	○	○	○
	地域避難所	宇和木社会教育施設	倉橋町5926-2		140		○		○	○
		宇和木老人集会所	倉橋町5921-2		90	○		○	○	○
		海越生活改善センター	倉橋町15101-2		30		②			○
		オノ木老人集会所	倉橋町597-3		10		○			○
		鹿島下老人集会所	倉橋町乙17738		30		○			○
		鹿島瀬戸コミュニティホーム	倉橋町4279-11		10	○	②	○	○	○
		鹿島中コミュニティホーム	倉橋町18650-2		30	○		○	○	○
		鹿島中老人集会所	倉橋町18320-2		30					○
		重生コミュニティホーム	倉橋町5345-20		20					○
		重生生活改善センター	倉橋町5786-6		30					○
		須川社会教育施設	倉橋町3301-4		290	○				○
		西宇土老人集会所	倉橋町3904-2	53 - 0546	20	○		○	○	○
		石原老人集会所	倉橋町2390-8		40	○	○			○
		倉橋東センター	倉橋町11959-25	54 - 1764	90	○	○		○	○
		大向老人集会所	倉橋町4492-2		30					○
		大迫コミュニティホーム	倉橋町14105-10		20					○
		長谷老人集会所	倉橋町8191-1		20		○			○
		灘コミュニティホーム	倉橋町5869-1		30	○				○
		農業技術拠点センター	倉橋町894	53 - 1919	110	○	○	③	②	○
	尾曾郷老人集会所	倉橋町2807-7		30	○				○	
尾立生活改善センター	倉橋町9964-7		30		○		②	○		
蒲刈地区	広域避難場所	恵みの丘蒲刈	蒲刈町大浦字前沖浦			○	-	○	-	
	一時避難場所	大浦集会所グラウンド	蒲刈町大浦5116			○	-		-	
		蒲刈小学校グラウンド	蒲刈町向771			○	-	○	-	
		蒲刈中学校グラウンド	蒲刈町向771			○	-	○	-	
	拠点避難所	蒲刈小学校（体育館，教室）	蒲刈町向771	68 - 0019	300	○	②	○	②	
		大浦集会所（旧蒲刈小学校）	蒲刈町大浦5116	66 - 0301	250		②		○	
	準拠点避難所	蒲刈市民センター	蒲刈町宮盛1-2	66 - 1111	80	○	○		○	
		蒲刈中学校（体育館，教室）	蒲刈町向771	68 - 0020	600	○	②	○	②	
	準福祉避難所	蒲刈まちづくりセンター	蒲刈町向1112-29	68 - 0301	200	○			○	
		地域避難所	蒲刈町開発総合センター	蒲刈町田戸2308-1	66 - 0023	450		②		②
	宮盛集会所		蒲刈町宮盛字前田913-1	66 - 0017	110		○		○	
	向清水集会所		蒲刈町向2535-1		30	○			○	
	向コミュニティセンター	蒲刈町向3206番地1		70				○		
安浦地区	広域避難場所	安登公園	安浦町安登西6丁目			○	-	○	-	
	一時避難施設	安浦中学校グラウンド	安浦町中央4丁目2-1			○	-		-	
		安浦中学校（校舎）	安浦町中央4丁目2-1	84 - 5151	410	-	-	③	○	
	一時避難場所	安浦小学校（南校舎）	安浦町内海北1丁目2-5		60	-	-	○	○	
		安浦小学校（北校舎）	安浦町内海北1丁目2-5		40	-	-	○	○	
		（旧）野路東小学校グラウンド	安浦町女子畑639			○	-	○	-	
		安登小学校グラウンド	安浦町安登西5丁目7-19			○	-	○	-	
	拠点避難所	（旧）三津口小学校グラウンド	安浦町三津口2丁目27-2			○	-	○	-	
		安浦小学校グラウンド	安浦町内海北1丁目2-5			○	-	○	-	
		（旧）野路中切小学校グラウンド	安浦町中切9-2			○	-	○	-	
		（旧）野路東小学校（体育館）	安浦町女子畑639		200	○	○	○	○	
		安浦中学校（体育館，教室）	安浦町中央4丁目2-1	84 - 5151	840	○	○	③	○	
		安登小学校（体育館，教室）	安浦町安登西5丁目7-19	84 - 2264	680	○	○	○	○	
	福祉避難所	（旧）三津口小学校（体育館，教室）	安浦町三津口2丁目27-2		820	○	②	○	○	
		安浦小学校（体育館，教室）	安浦町内海北1丁目2-5	84 - 2020	690	○	○	○	○	
		介護老人保健施設 葵の園・安浦	安浦町安登西5丁目11-19	84 - 0006					○	

- 「地」は地震災害、「土」は土砂災害、「津」は津波水害、「高」は高潮水害、「洪」は洪水水害を示す。
- 災害種別欄の○印は、避難に適切していることを示し、また、○内の数値は階数を示し、その階数以上の階への避難することを示す。
- 表中に○印が付されていなくても、被害の状況によって安全であると認められる場合には、避難所として開設できるものとする。
- 地震災害欄の空白は、耐震性が不明または、耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第、避難可能施設として○印に変更する。

地区名	避難所別	施設名	所在地	電話番号	収容人員	災害種別					
						地	土	津	高	洪	
安浦地区	福祉避難所	特別養護老人ホーム 春香園	安浦町内海北1丁目2-42	84 - 3118							
	準福祉避難所	安浦まちづくりセンター	安浦町中央4丁目3-2	84 - 3636	200	○	○	③	○	②	
	地域避難所	コミュニティいちごこ	安浦町安登西8丁目4-3			20	○	○	○	○	○
		塩谷自治会館	安浦町安登3084-31			10				○	○
		奥条自治会館	安浦町安登西3丁目6-20			30	○		○	○	○
		岡谷自治会館	安浦町安登西2丁目9-18			10	○	○	○	○	○
		原畑集会所	安浦町原畑348-2			10	○	○	○	○	○
		向野原自治会館	安浦町安登西5丁目20-50			30	○	○	○	○	○
		三津口憩の家	安浦町三津口2丁目18-11	84 - 4244		40		○		②	○
		三津口西自治会館	安浦町中央6丁目2-40			10	○	○			
		市原集会所	安浦町中畑1385-6			10	○		○	○	○
		女子畑自治会館	安浦町女子畑1788-1	84 - 5997		30	○	○	○	○	○
		小田野原自治会館	安浦町安登西10丁目1-14			10				○	○
		水尻集会所	安浦町水尻1丁目14-11			30	○		○	○	○
		晴海園自治会館	安浦町中央5丁目1-8			20	○	○			
		赤向坂自治会館	安浦町赤向坂390-7			10	○		○	○	○
		跡条自治会館	安浦町安登東5丁目8-12			30	○		○	○	○
		大谷自治会館	安浦町安登東6丁目5-11			10	○		○	○	○
		中央ハイツ自治会館	安浦町中央ハイツ13-32			50	○	○	○	○	○
		藤木自治会館	安浦町赤向坂1093			10		○		○	○
		内海南自治会館	安浦町中央3丁目2-9			20	○	○		②	②
		内平自治会館	安浦町内平593-1			10	○		○	○	○
		日之浦自治会館	安浦町安登1167-6			10	○	○	○	○	○
		老人福祉センター安浦内海会館	安浦町中央北2丁目6-32			80	○	○	③	○	②
		中畑自治会館	安浦町中畑434-7			20				○	○
		中切自治会館	安浦町中切1023-4			30	○		○	○	○
		内海北自治会館	安浦町内海北4丁目13-13			20	○		○	○	○
		安浦会館	安浦町内海南4丁目6-21			40		○		○	○
	子之浦自治会館	安浦町三津口3丁目14-22			20	○		○	○	○	
豊浜・豊地区	広域避難場所	豊浜グラウンド（架橋記念公園）	豊浜町大字大浜地内			○	-	○	-	-	
豊浜地区	一時避難場所	(旧)豊島小学校グラウンド	豊浜町大字豊島3690			○	-	○	-	-	
		豊浜中学校グラウンド	豊浜町大字豊島3438			○	-		-	-	
	拠点避難所	豊浜中学校（体育館，教室）	豊浜町大字豊島3438	68 - 2009	540	○	②	③	②	○	
	準拠点避難所	(旧)豊島小学校（教室）	豊浜町大字豊島3690		400	○	②	○	○	○	
	準福祉避難所	豊浜まちづくりセンター豊島分館	豊浜町大字豊島3959-1	68 - 2683	100	○	②	○	②	○	
		豊浜まちづくりセンター	豊浜町大字豊島3526-15		100	○	○		②	○	
	地域避難所	斎島集会所	豊浜町大字斎島1605-5		30	○	○			○	
		山崎集会所	豊浜町大字豊島3142-1	68 - 3339	40				○	○	
		大浜集会所	豊浜町大字大浜622	68 - 4855	80	○	②	○	○	○	
		内浦集会所	豊浜町大字豊島1033-4		70		○		②	○	
		立花集会所（農業構造改善センター）	豊浜町大字大浜286		20		②		○	○	
	豊地区	一時避難場所	久比コミュニティセンター駐車場	豊町久比2321-4			○	-	○	-	-
			豊スポーツセンターグラウンド	豊町沖友1132			○	-		-	-
豊市民センター駐車場			豊町大長5915-3			○	-		-	-	
(旧)豊小学校グラウンド			豊町大長4790-1			○	-		-	-	
豊小学校グラウンド			豊町久比2411-1			○	-		-	-	
拠点避難所		豊まちづくりセンター	豊町大長5915-3	66 - 2111	290	○	○		②	○	
		豊スポーツセンター	豊町沖友1132	66 - 2061	190		②		②	○	
準拠点避難所		豊小学校（体育館，教室）	豊町久比2411-1	66 - 2353	700	○	○			○	
		特別養護老人ホーム 豊寿園	豊町大長6000	66 - 3300							
福祉避難所		ゆたかデイサービスセンター	豊町大長6005-1	66 - 2244							
		若葉作業所	豊町大長6007-1	66 - 3050							
地域避難所		沖友コミュニティセンター	豊町沖友1005-1		60	○	②	○	○	○	
		久比コミュニティセンター	豊町久比2321-4		50	○	○	○	○	○	

1. 「地」は地震災害、「土」は土砂災害、「津」は津波水害、「高」は高潮水害、「洪」は洪水水害を示す。

2. 災害種別欄の○印は、避難に適切であることを示し、また、○内の数値は階数を示し、その階数以上の階への避難することを示す。

3. 表中に○印が付されていなくても、被害の状況によって安全であると認められる場合には、避難所として開設できるものとする。

4. 地震災害欄の空白は、耐震性が不明または、耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第、避難可能施設として○印に変更する。

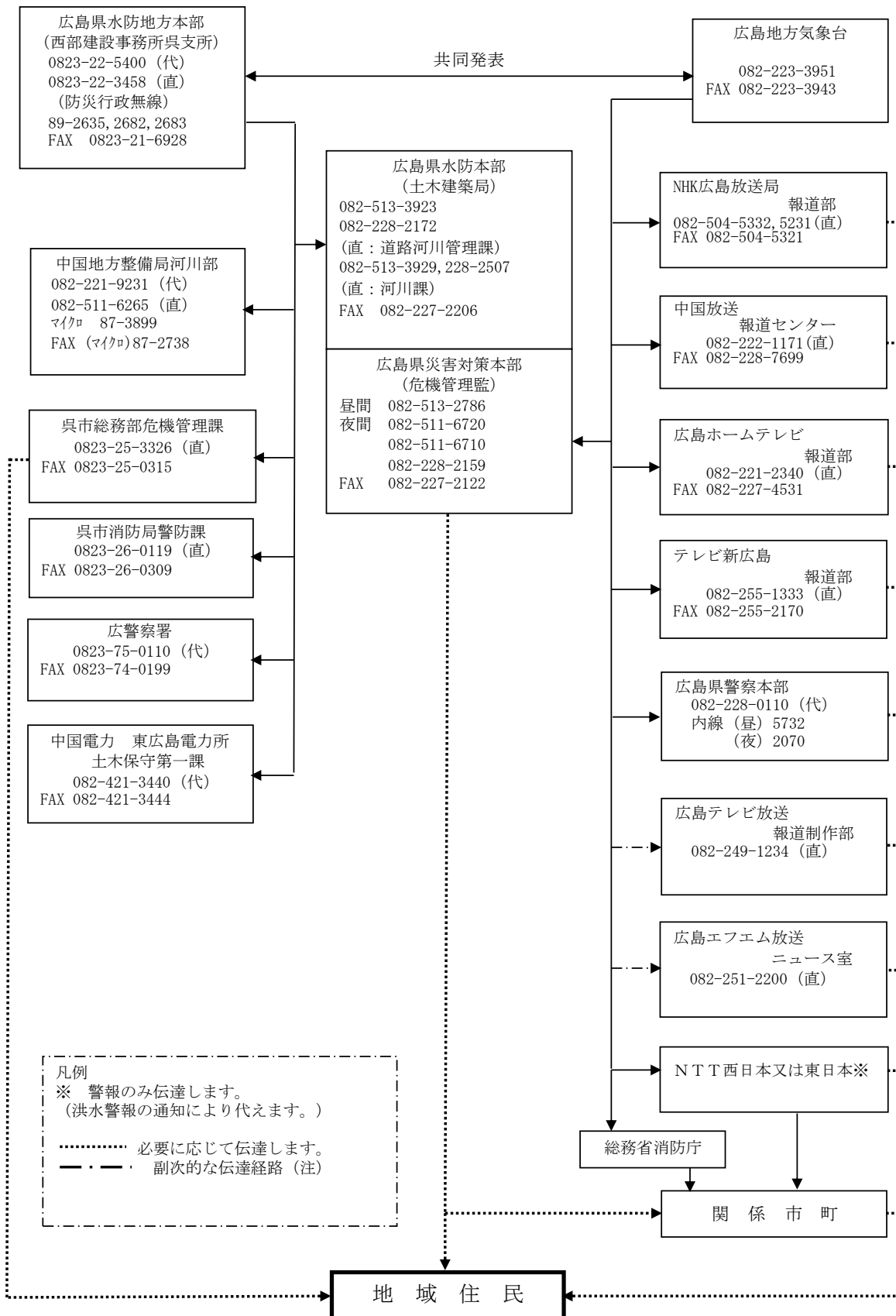
地区名	避難所別	施設名	所在地	電話番号	収容人員	災害種別				
						地	土	津	高	洪
豊地区	地域避難所	久比東コミュニティセンター	豊町久比328		80	○	○	○	○	○
		御手洗港町交流館施設	豊町御手洗231-1		30	○	○			○
		三角集会所	豊町久比3955		20		②			○
<p>1. 「地」は地震災害, 「土」は土砂災害, 「津」は津波災害, 「高」は高潮災害, 「洪」は洪水災害を示す。</p> <p>2. 災害種別欄の○印は, 避難に適応していることを示し, また, ○内の数値は階数を示し, その階数以上の階への避難することを示す。</p> <p>3. 表中に○印が付されていなくても, 被害の状況によって安全であると認められる場合には, 避難所として開設できるものとする。</p> <p>4. 地震災害欄の空白は, 耐震性が不明または, 耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第, 避難可能施設として○印に変更する。</p>										

部局	課(班)名		職員数	災害注意体制	災害警戒本部体制		災害対策本部体制	
				職員数	第1配備体制	第2配備体制	第3配備体制	
					職員数	職員数	職員数	職員数
本部事務局	本部事務局	危機管理課	9	9	9	9	9	9
	本部事務局	監査事務局	7				4	7
	本部事務局	選挙管理委員会事務局	6				4	6
	本部事務局	農業委員会事務局	6				4	6
		計	28	9	9	21	28	
総務対策部	庶務班	総務課	20	2	8	14	20	
	勤員班	人事課	18	2	6	12	18	
	秘書班	秘書広報課	12	4	5	10	12	
	東京連絡班	東京事務所	2		2	2	2	
		計	52	8	21	40	52	
企画	情報班	企画課	18		2	9	18	
		資産経営課	7		2	4	7	
		情報統計課	8		2	6	8	
	計	33		6	19	33		
議会	議会班	議会事務局庶務課	7		1	4	7	
		議会事務局議事課	9		1	5	9	
	計	16		2	9	16		
財務対策部	財政班	財政課	13		1	5	13	
	管財班	管財課	14		1	7	14	
	契約班	契約課	14		1	8	14	
	調査班	収納課・債権回収対策室	25	1	1	3	25	
		資産税課	27		1	3	27	
	市民税課	25	1	1	2	25		
	会計班	会計課	13		2	8	13	
	計	131	2	8	36	131		
市民対策部	地域協働班	地域協働課	20	1	5	10	20	
	市民対策班	市民窓口課	28		7	17	28	
		市民相談室						
		人権センター	7		2	4	7	
	各市民センター班	吉浦市民センター	7	1	2	4	7	
		警固屋市民センター	6	1	2	6	6	
		阿賀市民センター	7	1	2	3	7	
		広市民センター	13	1	3	8	13	
		仁方市民センター	6	1	2	3	6	
		官原市民センター	6	1	2	4	6	
		天志市民センター	5	1	3	4	5	
		昭和市场センター	9	2	3	6	9	
		郷原市民センター	5	1	2	4	5	
		下蒲刈市民センター	6	1	2	4	6	
		川尻市民センター	8	1	4	6	8	
		音戸市民センター	9	1	2	4	9	
		倉橋市民センター	7	1	2	5	7	
	蒲刈市民センター	7	1	2	4	7		
	安浦市民センター	10	1	3	6	10		
	豊浜市民センター	8	2	3	5	8		
豊市民センター	7	1	3	5	7			
	計	181	20	56	112	181		
文化スポーツ	文化振興班	文化振興課	18		6	12	18	
		生涯学習センター	4	2	1	2	4	
	スポーツ施設班	スポーツ振興課	11		3	6	11	
	文化施設班	中央図書館	10	1	1	7	10	
	計	43	3	11	27	43		
福祉保健対策部	福祉保健班	福祉保健課	19	1	6	11	19	
	障害者福祉班	障害福祉課	20		6	9	20	
	生活支援班	生活支援課・自立支援室	52			12	52	
	高齢者福祉班	介護保険課	37		2	17	38	
	保険年金班	保険年金課	38		1	14	42	
	子育て支援班	子育て支援課	22		4	10	22	
	子育て施設班	子育て施設課	123		4	24	123	
	病院事業班	公立下蒲刈病院	44	2	3	13	44	
	保健総務班	保健総務課	16		3	5	16	
	生活衛生班	生活衛生課・動物愛護センター	18			8	18	
	健康安全班	健康増進課	53			5	10	
		西保健センター				7	18	
		東保健センター				6	11	
		音戸保健出張所				1	3	
		倉橋保健出張所				1	2	
川尻保健出張所					1	2		
安浦保健出張所					1	3		
安芸灘保健出張所			2	4				
	計	442	3	29	147	442		

前局	課(班)名		職員数	災害警戒本部体制				
				災害警戒本部体制		災害対策本部体制		
				職員数	職員数	職員数	職員数	
環境対策部	環境政策班	環境政策課	17		1	12	17	
	環境管理班	環境管理課	12		1	10	12	
	環境施設班	環境施設課	26		1	10	26	
	環境業務班	環境業務課	79			7	79	
	計		134	0	3	39	134	
産業対策部	商工振興班	商工振興課	17		4	7	17	
	観光振興班	観光振興課・海事歴史科学館	26		9	18	26	
	港湾漁港班	港湾漁港課	23	1	5	20	233	
	農林水産班	農林水産課	19	1	4	13	19	
		水産振興室	4		1	3	4	
	計		89	2	23	61	89	
都市対策部	都市計画班	都市計画課	17		3	11	17	
	交通政策班	交通政策課	10	2	2	6	10	
	建築指導班	建築指導課	13			8	13	
	住宅政策班	住宅政策課	12		3	8	12	
	技術監理班	技術監理室	13				13	
	計		65	2	8	33	65	
土木対策部	土木総務班	土木総務課	18	2	10	14	18	
		土木維持課		7	31	33	34	
		音戸倉橋土木出張所	47	1	4	4	4	
		川尻安清土木出張所		1	4	4	4	
		安曇橋土木出張所		1	3	4	5	
	土木整備班	土木整備課	22	2	12	18	22	
		用地対策室	7		3	5	7	
営繕班	営繕課	28			16	28		
	計		122	14	67	98	122	
教育対策部	教育総務班	教育総務課	9	2	4	6	9	
	学校施設班	学校施設課・学校給食共同調理場	24		1	14	24	
	学校教育班	学校教育課	23		2	5	23	
	学校安全班	学校安全課	12		1	4	12	
	学校班	各学校	44			4	44	
	計		112	2	8	33	112	
上下水道対策部	上下水道対策班	上下水道総務課	19	2	2	14	19	
		経営企画課						
	上下水道総務班	上下水道総務課	13			1	4	13
		経営企画課						
		営業課						
		水道施設課						
	給水復旧班	営業課	32	2	2	6	32	
		水道施設課						
	応急給水班	管路管理課	46	2	2	4	46	
		上下水道総務課						
		経営企画課						
営業課								
計画課								
水道施設班	水道施設課	49	2	2	4	49		
	浄水課							
応急排水班	計画課	11			1	3	11	
	下水施設課							
	管路管理課							
下水管路復旧班	下水施設課	16	1	1	3	16		
下水施設班	下水施設課	25	2	2	4	25		
	計		211	11	13	42	211	
消防対策部	消防総務班	消防総務課	18		6	12	12	
	警防班	警防課	34	11	13	24	24	
	予防班	予防課	7		2	7	7	
	西署班	西消防署	112	58	58	108	108	
	東署班	東消防署	146	76	76	147	147	
	音戸署班	音戸消防署	45	24	24	45	45	
	消防団班	消防団	1,935		500	1,000	1,935	
	計		2,287	169	678	1,352	2,287	
	合計		3,943	245	942	2,069	3,946	

\*1 本動員計画による動員職員数は、原則として注意体制は部課長等が指示する職員、第1配備体制及び第2配備体制は所要の人員数、第3配備体制は全職員とし、災害の状況に応じて適宜増減する。

\*2 職員の配置については、本部事務局職員、避難所配置職員、緊急初動体制要員、センター配置職員(中央地区も含む。)の要員配分のほか、部・課内の応援体制の確立など、要員の適切な配置を実施する。



(注) 副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいい、webとメールにより情報を入手することができる。

洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧表

(黒瀬川)

施設区分	施設の名称	所在地	電話番号	FAX番号	伝達手段	担当課
保育所・認定こども園等	中新開保育所	呉市広中新開1丁目2番20号	71-7916	74-3243	電話・FAX	子育て施設課
保育所・認定こども園等	三坂地保育所	呉市広塩焼1丁目2番19号	71-0030	74-3245	電話・FAX	子育て施設課
保育所・認定こども園等	横路保育所	呉市広横路4丁目1-46	71-8197	74-7691	電話・FAX	子育て施設課
保育所・認定こども園等	徳風保育園	呉市広本町3丁目15-24	73-7222	73-7224	電話・FAX	子育て施設課
保育所・認定こども園等	名田保育園	呉市広白岳1-3-8	71-8497	71-7308	電話・FAX	子育て施設課
保育所・認定こども園等	長浜東保育所分園乳児施設RUBY	呉市広白石1-4-9	73-0322	—	電話	子育て施設課
保育所・認定こども園等	ときわ保育園	呉市広横路3丁目11-32	71-0924	71-0933	電話・FAX	子育て施設課
保育所・認定こども園等	くれよん保育園	呉市広古新開2丁目2-15	73-1680	73-1684	電話・FAX	子育て施設課
保育所・認定こども園等	ニチキッズ南横路保育園	呉市広横路1-8-32	76-3017	76-3037	電話・FAX	子育て施設課
老人短期入所施設	ショートステイめぐみ園 広	呉市広大新開1-3-24	36-7652	36-7650	電話・FAX	福祉保健課
サービス付高齢者向け住宅	サービス付き高齢者住宅 めぐみ園 広	呉市広大新開1-3-24 4F	36-7652	36-7650	電話・FAX	福祉保健課
認知症高齢者グループホーム	サンキ・ウエルピィ グループホーム呉	呉市広古新開八丁目2番40号	36-2183	76-1133	電話・FAX	福祉保健課
小規模多機能型居宅介護事業所	サンキ・ウエルピィ 小規模多機能センター呉	呉市広古新開八丁目2番40号	36-2182	76-1133	電話・FAX	福祉保健課
有料老人ホーム	ほほえみ 有料老人ホーム 広国際通り[介護型]	呉市広古新開8丁目25-6	71-4100	71-4099	電話・FAX	福祉保健課
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	広みさか児童会	呉市広中迫町4番1号	74-2257	74-2257	電話・FAX	子育て支援課
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	白岳すみれ児童会	呉市広駅前1丁目6番1号	73-5549	73-5549	電話・FAX	子育て支援課
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	横路パンピ児童会	呉市広横路4丁目1番9号	74-2249	74-2249	電話・FAX	子育て支援課
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	広児童会	呉市広杭本町3番1号	74-2254	74-2254	電話・FAX	子育て支援課
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	遊学児童会 E P I Cワンダーキッズ 広校	呉市広大新開1丁目10543番地2の内	25-6532	—	電話	子育て支援課
幼稚園	阿賀中央幼稚園	呉市阿賀中央6丁目13番3号	71-8071	71-8071	電話・FAX	子育て支援課
幼稚園	呉中央幼稚園	呉市広古新開2丁目2番15号	73-5255	73-1684	電話・FAX	子育て支援課
幼稚園	善通寺幼稚園	呉市広中新開2丁目2番10号	71-7360	71-7416	電話・FAX	子育て支援課
幼稚園	やよい幼稚園	呉市広文化町1番52号	71-7761	71-7763	電話・FAX	子育て支援課
幼稚園	とくふう幼稚園	呉市広本町3丁目15番24号	71-7616	73-7224	電話・FAX	子育て支援課
病院	呉芸南病院	呉市阿賀中央6丁目7-24	72-1155	71-8066	電話・FAX	保健総務課
病院	独立行政法人労働者健康安全機構 中国労災病院	呉市広多賀谷1丁目5-1	72-7171	74-0371	電話・FAX	保健総務課
病院	医療法人社団薫風会 横山病院	呉市広古新開2丁目5-20	74-1122	74-1124	電話・FAX	保健総務課

## (黒瀬川)

診療所	川西整形外科医院	呉市広大新開1丁目1-10	72-8001	—	電話	保健総務課
診療所	眼科宍道医院	呉市広中町15-25	71-8717	71-8721	電話・FAX	保健総務課
診療所	中央内科クリニック	呉市広駅前1丁目4-58	71-8585	71-8586	電話・FAX	保健総務課
小学校	呉市立白岳小学校	呉市広駅前1丁目6番1号	71-8094	71-4113	電話・FAX	学校安全課
小学校	呉市立広小学校	呉市広杭本町3番1号	71-7667	71-4114	電話・FAX	学校安全課
小学校	呉市立三坂地小学校	呉市広中迫町4番1号	71-7054	71-4115	電話・FAX	学校安全課
小学校	呉市立横路小学校	呉市広横路4丁目1番9号	71-7837	71-4116	電話・FAX	学校安全課
中学校	呉市立白岳中学校	呉市広駅前2丁目11番1号	74-2121	74-3503	電話・FAX	学校安全課
中学校	呉市立広中央中学校	呉市広吉松2丁目15番1号	71-8524	74-3504	電話・FAX	学校安全課
中学校	呉市立横路中学校	呉市広横路4丁目9番15号	71-7827	74-3505	電話・FAX	学校安全課
中学校	呉市立阿賀中学校	呉市阿賀中央5丁目14番16号	71-3304	74-3506	電話・FAX	学校安全課
認可外保育施設	しんちゃんランド広(呉信)	呉市広本町3丁目19-25	71-6833	71-6833	電話・FAX	危機管理課
特別支援学校	広島県立呉南特別支援学校	呉市阿賀中央5丁目13-71	71-8263	72-7307	電話・FAX	危機管理課

## (二河川)

施設区分	施設の名称	所在地	電話番号	FAX番号	伝達手段	担当課
病院	佐藤病院	呉市三条3丁目4-25	24-6654	21-2351	電話・FAX	保健総務課
病院	木村胃腸科病院	呉市三条3丁目5-22	22-2306	22-2120	電話・FAX	保健総務課
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	両城児童会	呉市三条2丁目15番12号	22-2170	22-2170	電話・FAX	子育て支援課
小学校	呉市立両城小学校	呉市三条2丁目15番12号	21-4866	26-6073	電話・FAX	学校安全課

## (野呂川)

施設区分	施設の名称	所在地	電話番号	FAX番号	伝達手段	担当課
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム春香園	呉市安浦町内海北1丁目2-42	84-3118	84-2188	電話・FAX	福祉保健課
老人短期入所施設	春香園ショートステイ	呉市安浦町内海北1丁目2-42	84-3118	84-2188	電話・FAX	福祉保健課
保育所・認定こども園等	安浦中央保育所	呉市安浦町中央3丁目3-7	84-2250	84-5591	電話・FAX	子育て施設課
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	安浦さつき児童会	呉市安浦町中央5丁目2番24号	84-5271	84-5271	電話・FAX	子育て支援課
小学校	呉市立安浦小学校	呉市安浦町内海北1丁目2番5号	84-2020	84-2332	電話・FAX	学校安全課
中学校	呉市立安浦中学校	呉市安浦町中央4丁目2番1号	84-5151	84-5152	電話・FAX	学校安全課



土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表

別紙 10

地区名	施設区分	施設の名所	施設の住所	電話番号	F A X 番号	伝達手段	担当課
阿賀地区	保育所・認定こども園等	原保育園	呉市阿賀北3丁目1-8	71-8801	74-3239	電話・F A X	子育て施設課
	共同生活援助	グリーンホーム(医) 緑風会	呉市阿賀北1丁目15-12	75-2255	75-2266	電話・F A X	福祉保健課
	共同生活援助	希望の郷(医) 緑風会	呉市阿賀北6丁目15-16-101	75-2255	75-2266	電話・F A X	福祉保健課
	共同生活援助	グループホーム大空山Ⅰ・Ⅱ	呉市阿賀北6丁目15-16-103・104	71-6846		電話	福祉保健課
	短期入所	障がい者総合支援センターすだち	呉市阿賀北6丁目3-10マウント九嶺103	27-6321		電話	福祉保健課
	軽費老人ホーム	ケアハウス花みずき	呉市阿賀北3丁目4-11	76-5710	76-5720	電話・F A X	福祉保健課
	介護老人保健施設	医療法人緑風会 介護老人保健施設 なごみ	呉市阿賀北1丁目14-15	74-7531	74-7533	電話・F A X	福祉保健課
	介護老人保健施設	介護老人保健施設あおやま	呉市阿賀北6丁目15-30	76-3311		電話	福祉保健課
	介護老人保健施設	介護老人保健施設ユニットあおやま	呉市阿賀北6丁目15-30	76-3311		電話	福祉保健課
	病院	青山病院	呉市阿賀北5丁目15-3	71-0151	74-2711	電話・F A X	保健総務課
	病院	呉芸南病院	呉市阿賀中央6丁目7-24	72-1155	71-8066	電話・F A X	保健総務課
	病院	呉みどりヶ丘病院	呉市阿賀北1丁目15-45	72-6111	71-6125	電話・F A X	保健総務課
	病院	医療法人緑風会 ほうゆう病院	呉市阿賀北1丁目14-15	72-2111	70-0025	電話・F A X	保健総務課
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	原児童会	呉市阿賀北4丁目3-16	71-0145	71-0145	電話・F A X	子育て支援課
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	大坪谷児童館	呉市阿賀北3丁目1-3	73-0223		電話	子育て支援課
	幼稚園	宝徳幼稚園	呉市阿賀北7丁目20-15	71-8098	71-3949	電話・F A X	子育て支援課
	小学校	呉市立原小学校	呉市阿賀北4丁目3-16	71-7756	71-4118	電話・F A X	学校安全課
川尻地区	保育所・認定こども園等	川尻保育所	呉市川尻町久俊1丁目7-15	87-2199	87-2511	電話・F A X	子育て施設課
	老人短期入所施設	恵の海短期入所生活介護事業所	呉市川尻町西6丁目10-1	87-0280	87-0282	電話・F A X	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム恵の海	呉市川尻町西6丁目10-1	87-0280	87-0282	電話・F A X	福祉保健課
	軽費老人ホーム	ケアハウス恵の海	呉市川尻町西6丁目10-1	87-0280	87-0282	電話・F A X	福祉保健課
	サービス付高齢者向け住宅	ケアビレッジオーシャンローズ (有限会社すずらん)	呉市川尻町西5丁目6-10	87-3888		電話	福祉保健課
	サービス付高齢者向け住宅	さくらコンフォートくれ	呉市川尻町原山2丁目1-15	27-8301	27-8303	電話・F A X	福祉保健課
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	川尻児童会	呉市川尻町久俊1丁目5-24	87-0516	87-0516	電話・F A X	子育て支援課
	幼稚園	川尻光幼稚園	呉市川尻町森2丁目5-32	87-2433	87-2454	電話・F A X	子育て支援課
小学校	呉市立川尻小学校	呉市川尻町久俊1丁目5-24	87-2170	87-3109	電話・F A X	学校安全課	
警固屋地区	老人短期入所施設	常楽園短期入所生活介護事業所	呉市警固屋9丁目1-1	28-0370	28-0372	電話・F A X	福祉保健課
	老人短期入所施設	呉清光園短期入所生活介護事業所	呉市警固屋1丁目17-15	28-0901	28-0925	電話・F A X	福祉保健課
	養護老人ホーム	養護老人ホーム呉清光園	呉市警固屋1丁目17-15	28-0901	28-0925	電話・F A X	福祉保健課
	養護老人ホーム	養護老人ホーム呉保生院	呉市警固屋9丁目1-38	20-2066	28-1787	電話・F A X	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム常楽園(呉同済義会)	呉市警固屋9丁目1-1	28-0370	28-0372	電話・F A X	福祉保健課
	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所 初音の家	呉市警固屋1丁目17-1	28-2008	28-0900	電話・F A X	福祉保健課
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	警固屋児童会	呉市警固屋7丁目5-1	28-2012	28-2012	電話・F A X	子育て支援課

地区名	施設区分	施設の名所	施設の住所	電話番号	F A X 番号	伝達手段	担当課
警固屋地区	小学校	呉市立警固屋小学校	呉市警固屋7丁目5-1	28-0011	28-3712	電話・F A X	学校安全課
	中学校	呉市立警固屋中学校	呉市警固屋7丁目4-1	28-0914	28-2985	電話・F A X	学校安全課
郷原地区	保育所・認定こども園等	昭和第2園ココロ	呉市郷原町字林頭1995番地	70-3670	70-3675	電話・F A X	子育て施設課
	保育所・認定こども園等	郷原保育所(呉同済義会)	呉市郷原町1946番地	77-0304	77-1232	電話・F A X	子育て施設課
	障害者支援施設	野呂山学園	呉市郷原町2380番地181	77-0111	77-0112	電話・F A X	福祉保健課
	共同生活援助	共同生活支援事業所のろさん	呉市郷原町2380番地181	77-0111	77-0112	電話・F A X	福祉保健課
	共同生活援助	ケアホームたまご	呉市郷原町1630番地1	70-3737	77-1840	電話・F A X	福祉保健課
	短期入所	短期入所事業所野呂山学園	呉市郷原町2380番地181	77-0111	77-0112	電話・F A X	福祉保健課
	短期入所	短期入所事業所のろさん	呉市郷原町2380番地181	77-0111	77-0112	電話・F A X	福祉保健課
	老人短期入所施設	ショートステイ郷原の里	呉市郷原町鴨畑1882番地12	77-1558	77-1833	電話・F A X	福祉保健課
	老人短期入所施設	短期入所生活介護事業所窓すらや荘	呉市郷原町2380番地	77-0949	77-1207	電話・F A X	福祉保健課
	老人短期入所施設	短期入所支援事業所のろさん	呉市郷原町2380番地181	77-2277	77-2278	電話・F A X	福祉保健課
	養護老人ホーム	養護老人ホームあすらや荘	呉市郷原町2380番地	77-0949	77-1207	電話・F A X	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム窓すらや荘	呉市郷原町2380番地	77-0949	77-1207	電話・F A X	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム郷原の里	呉市郷原町鴨畑1882番地12	77-1558	77-1833	電話・F A X	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームのろさん	呉市郷原町野呂山麓2380番地181	77-2277	77-2278	電話・F A X	福祉保健課
	軽費老人ホーム	ケアハウス「郷原の里」	呉市郷原町鴨畑1882番地12	77-1558	77-1833	電話・F A X	福祉保健課
	認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者グループホーム窓すらや荘	呉市郷原町2380番地	77-0949	77-1207	電話・F A X	福祉保健課
	介護老人保健施設	老人保健施設窓すらや荘	呉市郷原町2380番地	77-0949	77-1207	電話・F A X	福祉保健課
	病院	医療法人社団有信会 呉記念病院	呉市郷原町2379番地42	70-3200	70-3211	電話・F A X	保健総務課
	中学校	呉市立郷原中学校	呉市郷原町字大鷹1706番地	77-0014	77-0065	電話・F A X	学校安全課
	昭和地区	保育所・認定こども園等	認定こども園焼山こぼと	呉市押込西平町29-84	33-0706	34-1413	電話・F A X
保育所・認定こども園等		焼山保育園	呉市焼山東3丁目18-1	33-0090	34-2765	電話・F A X	子育て施設課
保育所・認定こども園等		昭和保育園	呉市栃原町字中倉150番地2	33-2388	34-0854	電話・F A X	子育て施設課
保育所・認定こども園等		明和保育園	呉市焼山ひばりヶ丘町18-15	33-7274	34-2423	電話・F A X	子育て施設課
短期入所		にこにこほっとルーム	呉市焼山中央5丁目11-28	33-9556	36-5656	電話・F A X	福祉保健課
短期入所		短期入所生活介護事業所後楽荘	呉市焼山町字打田623番地	34-1388	34-0822	電話・F A X	福祉保健課
老人短期入所施設		短期入所生活介護支援事業所後楽荘	呉市焼山町字打田623番地	34-1388	34-0822	電話・F A X	福祉保健課
老人短期入所施設		コスモス園短期入所生活介護事業所	呉市焼山北3丁目21-5	33-8000	33-6104	電話・F A X	福祉保健課
昭和地区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム後楽荘	呉市焼山町字打田623番地	34-1388	34-0822	電話・F A X	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームコスモス園	呉市焼山北3丁目21-5	33-8000	33-6104	電話・F A X	福祉保健課
	軽費老人ホーム	ケアハウスコスモス園	呉市焼山北3丁目21-5	33-8000	33-6104	電話・F A X	福祉保健課
	認知症高齢者グループホーム	グループホーム楽々八景山	呉市焼山町字打田623番地	34-1388	34-0822	電話・F A X	福祉保健課
	認知症高齢者グループホーム	グループホームすまいる焼山	呉市焼山東1丁目19-47	33-7373	33-7373	電話・F A X	福祉保健課

地区名	施設区分	施設の名称	施設の住所	電話番号	FAX番号	伝達手段	担当課	
昭和地区	介護老人保健施設	老人保健施設 コスモス園	呉市焼山北3丁目 171番地4	34-4000	34-4003	電話・FAX	福祉保健課	
	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所ひばりヶ丘	呉市焼山ひばりヶ丘町1-12	30-5266	30-5299	電話・FAX	福祉保健課	
	救護施設	呉広風園(呉福祉会)	呉市焼山北3丁目21-2	33-7177	33-7225	電話・FAX	福祉保健課	
	特別支援学校	広島県立呉特別支援学校	呉市焼山北3丁目22-1	33-0300	33-0308	電話・FAX	危機管理課	
	病院	呉やけやま病院	呉市焼山南1丁目8-23	33-0511	34-1366	電話・FAX	保健総務課	
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	昭和西なかよし児童会	呉市焼山宮ヶ迫1丁目3-1	33-9023	33-9023	電話・FAX	子育て支援課	
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	昭和中央ひかり児童会	呉市焼山中央4丁目1-1	33-8377	33-8377	電話・FAX	子育て支援課	
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	昭和南ひまわり児童会	呉市焼山此原町14-1	33-9369	33-9369	電話・FAX	子育て支援課	
	幼稚園	焼山こぼと幼稚園	呉市押込西平町29-84	33-0706	33-1413	電話・FAX	子育て支援課	
	幼稚園	桜ヶ丘幼稚園	呉市焼山桜ヶ丘2丁目6-28	33-0405	33-0405	電話・FAX	子育て支援課	
	幼稚園	花の木幼稚園	呉市焼山中央3丁目17-23	33-5391	33-5391	電話・FAX	子育て支援課	
	幼稚園	昭和幼稚園	呉市栃原町638番地2	33-7820	34-0854	電話・FAX	子育て支援課	
	幼稚園	焼山みどり幼稚園	呉市焼山東1丁目19-17	33-9747	33-0923	電話・FAX	子育て支援課	
	小学校	呉市立昭和西小学校	呉市焼山宮ヶ迫1丁目3-1	33-0414	34-2880	電話・FAX	学校安全課	
	小学校	呉市立昭和中央小学校	呉市焼山中央4丁目1-1	33-0611	34-2882	電話・FAX	学校安全課	
	小学校	呉市立昭和南小学校	呉市焼山此原町14-1	33-7473	34-2883	電話・FAX	学校安全課	
	中学校	呉市立昭和北中学校	呉市焼山泉ヶ丘2丁目11-1	33-9610	34-2128	電話・FAX	学校安全課	
	天応地区	幼稚園	天応めぐみ幼稚園	呉市天応西条1丁目3-12	38-7744	38-7744	電話・FAX	子育て支援課
		中学校	呉市立天応中学校	呉市天応東久保2丁目7-1	38-7545	38-8334	電話・FAX	学校安全課
仁方地区	保育所・認定こども園等	皆実保育所	呉市仁方皆実町1-14-101	79-0641	79-6905	電話・FAX	子育て施設課	
	保育所・認定こども園等	仁方こども園	呉市仁方西神町38-7	79-0606	79-1460	電話・FAX	子育て施設課	
	障害者支援施設	仁方	呉市仁方町戸田4407番地	70-2222	79-0020	電話・FAX	福祉保健課	
	短期入所	短期入所事業所仁方	呉市仁方町戸田4407番地	70-2222	79-0020	電話・FAX	福祉保健課	
	老人短期入所施設	短期入所介護事業所仁方	呉市仁方町戸田4407番地	70-2222	79-0020	電話・FAX	福祉保健課	
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム仁方	呉市仁方町戸田4407番地	70-2222	79-0020	電話・FAX	福祉保健課	
	児童養護施設	仁風園	呉市仁方西神町35-11	79-5553	79-5674	電話・FAX	子育て支援課	
広地区	保育所・認定こども園等	三坂地保育所	呉市広塩焼1丁目2-19	71-0030	74-3245	電話・FAX	子育て施設課	
	保育所・認定こども園等	ときわ保育園	呉市広横路3丁目11-32	71-0924	71-0933	電話・FAX	子育て施設課	
	共同生活援助	ふたばの丘	呉市広白石4丁目7-22	76-4855	76-4822	電話・FAX	福祉保健課	
	共同生活援助	ふたばの朝	呉市広白石4丁目10-5	72-3320		電話	福祉保健課	
	短期入所	ふたばの丘	呉市広白石4丁目7-22	76-4855	76-4822	電話・FAX	福祉保健課	
	老人短期入所施設	延寿荘短期入所生活介護事業所	呉市広町字中横路2445番地	71-6776	71-6799	電話・FAX	福祉保健課	
	老人短期入所施設	成寿園短期入所生活介護事業所	呉市広町字白石免田13010番地	71-8500	73-6666	電話・FAX	福祉保健課	

地区名	施設区分	施設の名称	施設の住所	電話番号	FAX番号	伝達手段	担当課
広地区	老人短期入所施設	短期入所生活介護 いたばの里	呉市広白石4丁目7-22	70-0566	70-0557	電話・FAX	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム延寿荘	呉市広町字中横路2445番地	71-6776	71-6799	電話・FAX	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム成寿園	呉市広町字白石免田13010番地	71-8500	73-6666	電話・FAX	福祉保健課
	軽費老人ホーム	ケアハウス成寿園	呉市広町字白石免田13010番地	71-8500	73-6666	電話・FAX	福祉保健課
	認知症高齢者グループホーム	グループホームふたばの家	呉市広白石4丁目7-30	76-4566	76-4566	電話・FAX	福祉保健課
	認知症高齢者グループホーム	グループホーム延寿荘	呉市広町字中横路2445番地	71-6776	71-6799	電話・FAX	福祉保健課
	介護老人保健施設	老人保健施設 成寿園	呉市広町字白石免田13012番地	71-7171	72-3400	電話・FAX	福祉保健課
	介護老人保健施設	介護老人保健施設 ナカイ	呉市広白石4丁目7-22	70-0556	70-0557	電話・FAX	福祉保健課
	介護老人保健施設	老人保健施設 成寿園ユニット	呉市広町字白石免田13012番地	71-7171	72-3400	電話・FAX	福祉保健課
	サービス付高齢者向け住宅	サービス付高齢者向け住宅 いたばハイイツII	呉市広白石4丁目10-6	76-3317		電話・FAX	福祉保健課
	病院	ふたば病院	呉市広白石4丁目7-22	70-0555	70-0557	電話・FAX	保健総務課
	診療所	早川クリニック	呉市広大広2丁目7-4	76-6007	76-0039	電話・FAX	保健総務課
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	広みさか児童会	呉市広中迫町4-1	74-2257	74-2257	電話・FAX	子育て支援課
	小学校	呉市立三坂地小学校	呉市広中迫町4-1	71-7054	71-4115	電話・FAX	学校安全課
	中学校	呉市立広中央中学校	呉市広吉松2丁目15-1	71-8524	74-3504	電話・FAX	学校安全課
中学校	呉市立横路中学校	呉市広横路4丁目9-15	71-7827	74-3505	電話・FAX	学校安全課	
宮原地区	保育所・認定こども園等	後藤保育所	呉市宮原5丁目9-5	21-7292	69-2729	電話・FAX	子育て施設課
	保育所・認定こども園等	坪内保育園	呉市船見町1-2	32-5427	24-7342	電話・FAX	子育て施設課
	共同生活援助	カッシーハウス 榎ノ内(かしの木)	呉市坪ノ内町10-2-103	25-5455	25-5455	電話・FAX	福祉保健課
	共同生活援助	クローバーフォー・クローバーツー	呉市坪ノ内町10-2-203・204	23-8676		電話・FAX	福祉保健課
	病院	独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	呉市青山町3-1	22-3111	21-0478	電話・FAX	保健総務課
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	宮原児童会	呉市宮原4丁目8-1	23-8251	23-8251	電話・FAX	子育て支援課
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	坪内児童会	呉市宮原12丁目13-1	24-4551	24-4551	電話・FAX	子育て支援課
	小学校	呉市立坪内小学校	呉市宮原12丁目13-1	21-3192	26-6061	電話・FAX	学校安全課
	小学校	呉市立宮原小学校	呉市宮原4丁目8-1	23-1881	26-6062	電話・FAX	学校安全課
	中学校	呉市立宮原中学校	呉市船見町1-1	21-1468	24-9814	電話・FAX	学校安全課
中学校	私立呉青山中学校	呉市青山町2-1	32-1721	32-2821	電話・FAX	危機管理課	
安浦地区	短期入所	ショートとらうむ	呉市安浦町水尻1丁目3-1	84-3731	84-4041	電話・FAX	福祉保健課
	認知症高齢者グループホーム	グループホームほほえみ 呉安浦	呉市安浦町安登東5丁目4-5	84-7225		電話	福祉保健課
	介護老人保健施設	介護老人保健施設 葵の園・安浦	呉市安浦町安登西5丁目11-19	84-0006	84-0116	電話・FAX	福祉保健課
	診療所	呉市国民健康保険 安浦診療所	呉市安浦町安登西6丁目1-39	84-3034	84-6141	電話・FAX	保健総務課
吉浦地区	保育所・認定こども園等	落走保育園	呉市汐見町12-8	38-7751	38-7751	電話・FAX	子育て施設課
	老人短期入所施設	老人短期入所施設 かるが	呉市狩留賀町3-16	20-3601	20-3602	電話・FAX	福祉保健課

地区名	施設区分	施設の名所	施設の住所	電話番号	F A X 番号	伝達手段	担当課
吉浦地区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームかるが	呉市狩留賀町3-16	20-3601	20-3602	電話・F A X	福祉保健課
	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能ワーカーズコープぱーちえ	呉市吉浦中町2丁目7-9	20-3380		電話	福祉保健課
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	吉浦ふたば児童会	呉市吉浦中町2丁目6-5	31-3517	31-3517	電話・F A X	子育て支援課
	幼稚園	みのり幼稚園	呉市吉浦中町2丁目8-28	31-1250	31-1250	電話・F A X	子育て支援課
	小学校	呉市立吉浦小学校	呉市吉浦中町2丁目6-5	31-7042	31-2850	電話・F A X	学校安全課
	中学校	呉市立吉浦中学校	呉市狩留賀町8-6	31-7570	31-2837	電話・F A X	学校安全課

水防活動実施報告書

平成 年 月

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位		m						
	雨 量		mm						
水防実施箇所	川 左岸		地先 m						
	右岸								
日時	自 月 日 時	至 月 日 時							
出 動 人 員	水防団員	消防団員	その他	合 計					
	人	人	人	人					
水防作業の概況及び工法	工 法 箇所 m								
水防の結果	効果	堤防 m	田 m <sup>3</sup>	畑 m <sup>3</sup>	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
	被害	m	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	戸	m	m	人	
使用資器材	かます, 俵					居 住 者 の 出 動 状 況			
	万年, 土俵								
	な わ					水 防 関 係 者 の 傷 死			
	丸 太								
	その他					雨 量 水 位 の 状 況			
水防活動に関する自己批判									
備 考									

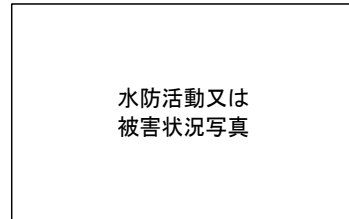
(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

平成〇〇年台風第〇号における水防活動  
(〇〇県〇〇市消防団・平成〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日)

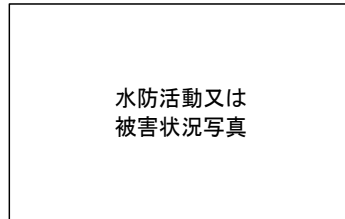
〇概要

〇〇市消防団は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇〇部隊丸め〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動述べ人数	主な活動内容
〇/〇~〇/〇 約〇〇時間	〇〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(200世帯) ・排水作業(3件)



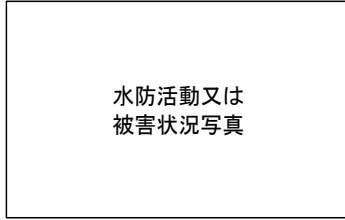
〇〇川左岸(〇〇地先)  
堤防巡視



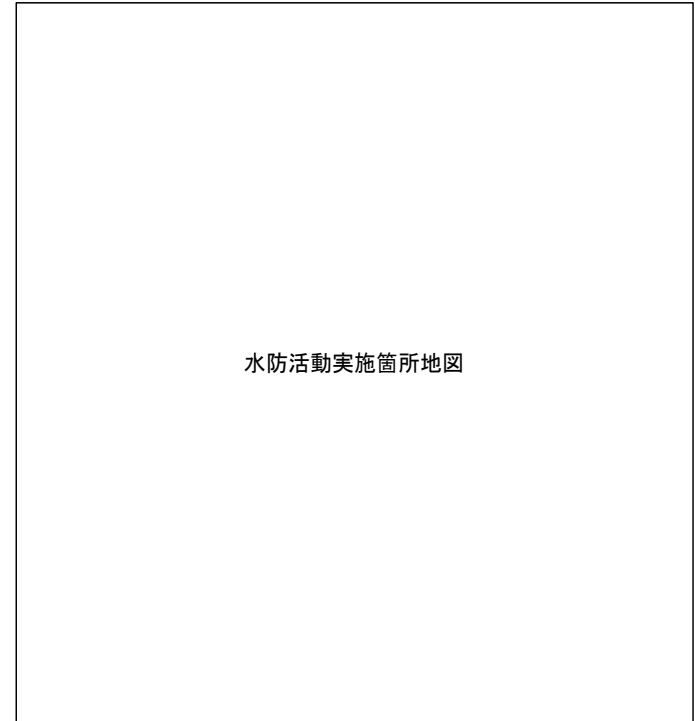
〇〇川左岸(〇〇地先)  
積み土のう工



〇〇川右岸(〇〇地先)  
月の輪工



〇〇地区の浸水被害



水防活動実施箇所地図

## 重要ため池（農業用）

	名称	所在地	規模	
			総貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤高 (m)
1	惣田池	郷原町笠原	2,210	4.80
2	原垣内池	焼山町荒蒔4284	2,300	3.00
3	大池	焼山町神山	9,000	11.70
4	ねころぎ池	押込町中倉	6,380	5.30
5	<u>大池</u>	<u>郷原町上ミノカヤ8374</u>	<u>10,500</u>	<u>5.00</u>
6	<u>桑畑池</u>	<u>郷原町ワラビノ山2526</u>	<u>17,600</u>	<u>10.40</u>
7	<u>羽久井原池</u>	<u>郷原町一ノ松光</u>	<u>60,000</u>	<u>10.30</u>
8	太田の池	音戸町波多見3丁目4820	1,260	5.40
9	新池（田原）	音戸町渡子字丸子4416	2,500	7.00
10	雁田池	蒲刈町宮盛雁田1150	5,800	13.70
11	内海池	安浦町女子畑字万畑139	12,600	4.50
12	甲手亀池	安浦町女子畑字段地27,28	3,400	6.30
13	助実1号池	安浦町女子畑字林2720	2,800	5.00
14	内海昭和池	安浦町赤向坂字長松295-3	11,000	7.50
15	石佛池	安浦町中畑字石佛784	4,500	5.60
16	信祖池	安浦町中切字信祖876	6,200	9.00
17	延相大池	安浦町安登字延相820	4,200	5.70
18	寒風池	安浦町安登字寒風2649	10,200	5.40
19	南谷大池	安浦町内海字南谷北2288	2,900	5.90
20	内後迫池	安浦町三津口字内後迫1400	1,400	4.70
21	後懸古池	川尻町川尻字後懸甲792	2,000	4.20
23	野呂山氷池	川尻町川尻	10,000	3.80
24	ヨ夕池	川尻町川尻要垣内2271	1,000	4.00
25	久筋大池	川尻町久筋1丁目15	9,000	6.80
26	昭和池	川尻町久筋1丁目16	71,100	9.70



別表第4

消防局保有水防資器材備蓄数量

品名 配置署所別	固定放送設備	移動放送設備	携帯拡声器	投光器	たんか	スコップ	かけや	手かぎ	おの		のこ	つるはし	一輪車	丸てみ	懐中電灯	土のう(袋)	なわ(m) (ソフトライン)	杭(本)	ビニール(m)	ブルーシート(枚)	
									大	小											
西署	西本署	1	13	8	19	7	57	12	28	9	6	20	2	10	8	16	2,803	5,480	60	2,700	91
	狩留賀	0	2	1	4	1	10	2	0	2	2	4	2	2	0	2	823	6,590	20	450	92
	昭和	0	3	2	2	0	10	1	0	1	1	2	1	2	0	5	597	1,000	8	750	61
	南	0	2	1	2	2	10	2	0	2	2	5	2	1	0	4	891	1,200	6	600	37
	計	1	20	12	27	10	87	17	28	14	11	31	7	15	8	27	5,114	14,270	94	4,500	281
東署	東本署	1	13	7	6	5	73	11	14	9	6	17	8	11	24	23	2,340	9,800	80	3,770	434
	阿賀北	0	2	1	1	1	5	2	0	2	2	2	2	1	0	6	590	1,350	5	790	26
	仁方	0	1	1	1	1	6	1	1	1	1	2	1	0	0	3	280	700	10	800	12
	郷原	0	1	1	1	1	6	1	0	1	1	3	1	2	0	3	410	400	124	750	23
	川尻	0	2	2	2	0	6	4	0	0	0	0	2	0	4	5	700	1,050	0	1,070	23
	蒲刈	0	1	1	1	0	6	1	0	0	0	4	1	2	0	4	198	300	42	750	39
	安浦	0	3	4	2	0	9	1	0	0	0	2	0	1	0	9	400	400	30	700	44
	大崎下島	1	2	1	2	0	6	1	0	1	0	1	1	1	0	6	232	140	45	680	36
計	2	25	18	16	8	117	22	15	14	10	31	16	18	28	59	3,740	16,640	336	9,310	637	
音戸署	音戸本署	0	9	6	4	3	24	2	0	2	0	0	0	3	7	10	2,400	3,200	7	980	124
	倉橋	0	3	2	2	0	5	4	0	0	0	0	0	3	2	6	750	800	13	740	30
	計	0	12	8	6	3	29	6	0	2	0	0	0	6	9	16	3,150	4,000	20	1,720	154
合計	3	57	38	49	21	233	45	43	30	21	62	23	39	45	102	13,414	32,410	450	15,830	1,572	